

令和6年第3回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和6年9月3日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	9 番議員	森 伸二
2 番議員	新居 純一	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	元木 春香	11 番議員	林 茂
4 番議員	紙永 芳夫	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	竹内 君彦	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	永浜 浩幸	14 番議員	森 志郎
7 番議員	前田 晃良	15 番議員	鳥海 典昭
8 番議員	宮本 影子	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 局長補佐 細川 佳代

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
監査委員	林 健太郎
教育長	堤 広幸
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子

建設産業課長

長楽 浩司

上下水道課長

増原 浩幸

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議第48号 | 令和5年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第4 | 議第49号 | 令和5年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第5 | 議第50号 | 令和5年度藍住町特別会計(介護保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第6 | 議第51号 | 令和5年度藍住町特別会計(介護サービス事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第7 | 議第52号 | 令和5年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第8 | 議第53号 | 令和5年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 第9 | 議第54号 | 令和5年度藍住町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 議第55号 | 令和6年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第11 | 議第56号 | 令和6年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について |
| 第12 | 議第57号 | 藍住町国民健康保険条例の一部改正について |
| 第13 | 議第58号 | 藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第14 | 議第59号 | 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 第15 | 報告第6号 | 令和5年度財政健全化判断比率の報告について |
| 第16 | 報告第7号 | 令和5年度水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 第17 | 報告第8号 | 令和5年度下水道事業会計資金不足比率の報告につ |

いて

令和6年藍住町議会第3回定例会会議録

9月3日

午前9時59分開会

○議長（米本義博君） おはようございます。本日は、令和6年第3回藍住町議会定例会に御出席くださいます。ありがとうございます。

ただいまから、令和6年第3回藍住町議会定例会を開会します。

○議長（米本義博君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番議員、前田晃良君及び8番議員、宮本影子君を指名します。

○議長（米本義博君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月19日までの17日間に決定しました。

○議長（米本義博君） 日程第3、議第48号「令和5年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第14、議第59号「徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」までの12議案及び日程第15、報告第6号、「令和5年度財政健全化判断比率の報告について」から日程第17、報告第8号、「令和5年度下水道事業会計資金不足比率の報告について」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。さて、本日、令和6年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多忙中にもかかわらず、御出席を

賜り厚くお礼を申し上げます。

議長から提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

まず初めに、物価高対策についてであります。電力、ガスのほか、生活関連物価の高騰が続く状況の中で、低所得世帯への支援として、令和6年度新たに住民税が非課税又は均等割のみ課税の世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給、子育て世帯には子供1人当たり5万円の加算給付、さらには、所得税、個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない方に対し、定額減税を補足する調整給付を7月から実施しているところであります。申請期限は9月末までとなっており、引き続き速やかに給付できるよう努めてまいります。

次に、フェーズフリーの施設として整備しました、東中富桜つつみ公園バーベキューエリアについてであります。7月20日のオープンに先立ち、7月13日、プレイベントとして東中富地区の夏まつりに合わせ、防災ミニキャンプを開催し、炊事場やかまどベンチを使った炊き出し、テント避難などを災害時に活用できるよう地域の多数の皆様にご体験いただきました。

また、オープンから1か月余りが経ち、これまでに30組261名の方が利用され、設備が整っていて利用しやすい、今後も利用したいなど、大変、御好評のお声をいただいております。これからも様々なグループでのコミュニケーションツールとして街中で気軽に御利用いただける周知に努めてまいります。

次に、防災対策についてであります。近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震などの地震災害に備え、本町では木造住宅の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修工事に対する補助を行っているところであります。本年発生しました能登半島地震では、築年代が古い木造住宅の倒壊による甚大な被害が多発したことから、本町においても木造住宅の耐震化に関する相談や申込みが例年以上に多く寄せられていますが、近年の物価高騰の影響で、耐震改修に係る費用負担がネックとなっている状況でもあります。そこで、木造住宅の耐震化をより一層促進するため、時限措置ではありますが、令和8年度まで耐震改修工事に係る補助金の限度額を、現行の25万円から75万円へと拡充し、国、県と合わせて最大200万円とすることで制度の活用を促し、町民の皆様の安全確保につなげてまいります。

次に、高齢者支援についてであります。高齢者の皆様が心身ともに健康でいきいきと暮らしていただけるよう、楽しく体力づくりや筋力アップに取り組むことがで

きる様々な事業を継続的に行っています。本年6月からは、認知機能や口腔機能改善のための新たな取組として、音楽を取り入れた音楽介護予防教室を開催しています。様々な楽器を使った演奏、音楽に合わせた合唱や運動を通して楽しみながら取り組む内容となっております。参加者の方から御好評のお声をいただいております。

また、高齢者の生活を支援する取組として、生活支援サポーター活動支援事業を開始しております。町社会福祉協議会と連携し、4月に第1回目の生活支援サポーター養成講座を開催し、11名の生活支援サポーターが誕生しました。さらに、10月にも第2回目の開催を予定しており、今後も高齢者の増加や高齢者ニーズの多様化に対応するため継続的に取り組んでまいります。

また、この事業では高齢者を支援する側の方にも、活動を通じて、介護予防の第一歩となる社会参加の促進、そして体を動かすことによる介護予防効果や地域貢献意識の高揚が期待されています。今後、生活支援サポーターに対する研修も含め、担い手の拡充と養成に努めてまいります。

次に、子育て支援についてであります。男性の育児参加を促進し、子育て世帯の仕事と育児の両立を支援するため、最大5万円の育児休業取得促進奨励金を交付する事業を本年4月から開始しております。これまで、6名の方に計28万円の奨励金を交付しており、引き続き多くの皆様に御利用いただけるよう周知に努めてまいります。

次に、窓口サービスの向上についてであります。耳が聞こえにくい高齢者や難聴者の方々と円滑なコミュニケーションを可能とするため、役場庁舎窓口には軟骨伝導イヤホン3台を導入いたします。耳が聞こえにくい方の窓口での聞こえづらさを解消し、安心して窓口に来ていただけるよう、環境整備と住民サービスの向上を図ってまいります。

次に、主権者教育についてであります。本町の次代を担う中学生がこの議場での実際の体験を通して議会の役割や地方自治の仕組みを学び、まちづくりや将来について考えることで、郷土愛の醸成と町の未来を担う人材の育成を目的として、藍住町中学生議会を開催しています。昨年度の中学生議会における要望や提案の中で、自習スペースの設置や熱中症対策としてのミストの設置、官民協働で取り組んだ熱中症対策標語コンテストなど、町の施策として実現した事例もあり、今後も若い世代が参画し、活躍できる魅力あるまちづくりを目指してまいります。

次に、グローバル人材の育成支援についてであります。3回目の実施となりました。

た本年度の中学生海外派遣事業では、８月１７日から２６日の１０日間の日程で本町の中学生１２名をオーストラリアへ派遣いたしました。オーストラリアのシドニーにて、ホストファミリーや現地の学校の生徒との交流を中心に様々な活動を経験し、国際感覚の基礎を培うことができたのではないかと考えております。今後も、グローバルな視野を持って活躍できる人材の育成に努めてまいります。

次に、安心安全なまちの整備についてであります。本町は、町民の交通安全向上のため、６５歳以上の方と高校生世代を対象に自転車用ヘルメット購入費用に対し半額を補助する事業を展開しており、自転車用ヘルメット着用の推進に積極的に取り組んでおります。昨年７月の事業開始から本年８月末までに３７４名の方に御利用いただいております。そのうち高校生世代は３５名となっています。こうした取組が認められ、７月２３日、県内で２例目となる、自転車ヘルメット着用推進モデルタウンとして徳島県警察本部から指定を受けたところであります。来る９月２８日には、ゆめタウン徳島において自転車ヘルメット着用推進キャンペーンを実施することとしており、さらなる自転車用ヘルメット着用率の向上を図り、交通事故の防止と交通安全に、より一層取り組んでまいります。

次に、幼稚園への防犯カメラ導入についてであります。幼稚園は大切な子供を預かる場所でありますので、安心安全な環境整備は極めて重要であります。そこで、不審者の侵入を抑止し、事件の未然防止を図るため、幼稚園に防犯カメラを導入いたします。防犯カメラの導入は、子供たちの安全はもとより、保護者、職員の安心感を高める効果的な手段と考えます。今後も安心して通える環境整備に取り組んでまいります。

次に、新たな交番についてであります。役場庁舎前に整備が進められていました新たな交番については、先月竣工し、来月１０月から業務開始が予定されているところであります。役場の敷地内という立地を生かした安全安心を守るための重要な拠点として、町民の皆様の利便性はもとより、近年増加している児童虐待や家庭内暴力などの問題に対し、警察、役場双方の迅速な対応に、緊密に連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、みどり橋についてであります。昨年から今年にかけて実施いたしました緊急点検の結果、橋の機能に支障を来していることが確認されたため、現在、通行止めとしております。みどり橋の今後のあり方につきましては、修繕、補強、解体撤去、架け替えといった方策について検討を重ねてまいりましたが、この度、みどり

橋を解体撤去し、新たに橋を架橋する方針といたしました。今後は、現在、整備計画の策定を進めております仮称世代間交流施設との整合性を考慮し、これらを一体的に整備することとして検討を進めてまいります。

最後に、町の魅力発信についてであります。本町には、文化面や産業面において観光客誘致につながる様々な魅力がありますが、それらを発信するツールが十分ではありません。そこで、町のプロモーション動画を作成し、県内外に藍住町の魅力を効果的に発信したいと考えております。動画を戦略的に活用することにより、町への愛着や誇り、憧れを醸成するとともに、町の魅力を観光や産業の発展につなげ、県内外との関係、交流の促進、定住人口、ふるさと納税の増加など、本町のさらなる発展の実現を目指してまいります。

また、本町の文化財保存活用地域計画が、令和6年7月19日に文化庁の認定を受けました。文化財保存活用地域計画は、平成30年の文化財保護法改正によって制度化された、市町村における文化財の保存・活用に関する総合的な計画で、現在、全国で169件の計画が認定されておりますが、徳島県では第1号となります。今後、本計画に基づき、吉野川によって形成されたデルタに立地する本町の地理環境のもとで育まれた歴史と文化を感じ、守り、受け継ぐことで、心豊かに楽しく生きていくことができるまちづくりを目指し、地域社会全体で取り組んでいく体制づくりを進めてまいります。

それではこれより、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。議第48号「令和5年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が130億2,227万5,859円、歳出総額が120億8,621万1,617円、差引き9億3,606万4,242円となり、このうち、繰越明許費に係る繰越財源が6,901万6,798円であり、実質収支額は8億6,704万7,444円となっています。さらに、実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額3億円を基金へ繰入れするため、差引き5億6,704万7,444円が、令和6年度への繰越額となりました。

議第49号「令和5年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が34億2,005万1,424円、歳出総額が33億1,094万8,536円で、差引き1億910万2,888円となり、令和6年度への繰越額となりました。今後、一層の医療費の適正化に努めてまいります。

議第50号「令和5年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定に

ついて」は、歳入総額が30億958万8,900円、歳出総額が27億8,158万8,133円、差引き2億2,800万767円となり、令和6年度への繰越額となりました。歳出のうち、介護保険給付費は25億4,681万6,590円であり、前年度と比較して約2.3パーセント増加しております。

議第51号「令和5年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が1,197万7,560円、歳出総額が1,167万7,560円、差引き30万円となり、令和6年度への繰越額となりました。

議第52号「令和5年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が4億6,581万6,867円、歳出総額が4億5,268万777円で、差引き1,313万6,790円となり、令和6年度への繰越額となりました。なお一層の高齢者福祉の増進に努めてまいります。

議第53号「令和5年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について」は、収益的収支で収入総額が5億3,796万4,247円、支出総額が4億9,296万3,758円となり、消費税経理の後、3,759万5,631円の当年度純利益を計上いたしました。剰余金の処分としましては、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に2,000万円を積立てしたいと考えております。

次に資本的収支では、収入総額が867万7,470円、支出総額が1億3,720万1,600円となり、資本的収支不足額が1億2,852万4,130円となり、消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。今後とも水道事業の使命であります、安全な水の安定供給を基本とし、サービスの向上と健全な水道事業経営に努めてまいります。

議第54号「令和5年度藍住町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」は、収益的収支で収入総額が3億8,802万5,302円、支出総額が3億4,188万869円となり、消費税経理の後、4,439万8,768円の当年度純利益を計上いたしました。

次に資本的収支では、収入総額が2億3,988万6,000円、支出総額が3億1,977万1,360円となり、資本的収支不足額が7,988万5,360円となり、消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしております。今後とも一層の下水道事業効率化を図りつつ、事業の推進に努めてまいります。

議第５５号「令和６年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも３億２，０００万円追加し、予算総額を１３１億１，０００万円とするものであります。歳出補正の主な内容を申し上げます。総務費では、総合計画策定業務委託料、システム標準化事業委託料、戸籍振り仮名通知作成業務委託料等で２，８３３万６，０００円増額。民生費では、病児保育事業委託料、施設型給付費地域型保育給付費、国庫支出金等精算返納金等で６，３０５万６，０００円増額。衛生費では、一般予防接種委託料、国庫支出金等精算返納金等で１億３，５５０万７，０００円増額。農林水産業費では、県営地盤沈下対策事業負担金を減額し、６５０万円減額。土木費では、町道舗装工事及び町道改良工事等で４，４００万円増額。消防費では、木造住宅耐震改修事業補助金等で３，１８５万円増額。教育費では、学校教育施設工事費、日本遺産事業費等で２，０１６万７，０００円増額を行うものであります。歳入補正の主な内容では、地方交付税で４億６，６００万円増額、国庫支出金で２，７８９万４，０００円増額、県支出金で１，２８３万５，０００円増額、繰入金で５億３，０００万円減額、繰越金で４億１，９２１万６，０００円増額、諸収入で４，９８４万５，０００円増額、町債で１億２，７１５万円減額を行うものであります。

議第５６号「令和６年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算について」は、歳出において、保健事業費を１１４万４，０００円増額し、予備費を１１４万４，０００円減額するものであります。

議第５７号「藍住町国民健康保険条例の一部改正について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い関係政令が公布されたため、条例の一部を改正するものであります。

議第５８号「藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、こども家庭庁が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、語句等の差異を訂正するため、条例の一部を改正するものであります。

議第５９号「徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更が必要となったため、議会の議決を求めるものであります。

また、これらの議案以外にも報告案件といたしまして、令和５年度の財政健全化

判断比率と水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率について、それぞれ報告をさせていただいております。後ほど御覧いただき御理解を賜りたいと存じます。

以上、提案理由とその概要を申し上げましたが、何とぞ十分、御審議の上、原案どおりお認めをいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（米本義博君）　続きまして、監査報告について、本定例会に上程されております議案のうち、決算に関する案件が7件ございますので、ただいまから審査結果について、林監査委員から報告を求めます。

林監査委員。

〔監査委員　林健太郎君登壇〕

◎監査委員（林健太郎君）　議長から監査結果の報告を求められましたので、代表いたしまして、審査結果の御報告を申し上げたいと思います。

それでは、令和5年度藍住町一般会計歳入歳出決算審査の結果から御報告申し上げます。審査は8月6日と14日の両日に実施をいたしました。審査の結果の総括的な意見といたしまして、会計処理については町条例及び役場処務規程並びに財務規則にのっとり処理されております。また、収入支出の決算額につきましては出納証書類を照合の上、さらにその内容につき検討を加え審査をいたしました結果、決算書は収入支出の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容につきましても適正なものと認定をいたしました。新型コロナウイルスが感染法上の5類に移行され1年が経ち、経済の正常化が進み、景気の緩やかな回復が進んでいる業界がある一方で、国、地方ともに財政状況は依然として厳しい中、円安進行、エネルギー、輸入物価の高騰などが住民生活や地域経済に影響を及ぼすことが懸念されております。今後も、国内外情勢の動向により不安要素が増し、ますます厳しい財政状況になるものと思われます。本町は、健全財政を維持しているものの少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増大など行政の果たす役割は今後ますます増え、多額の財政需要が見込まれるものと考えております。今後の事務執行に当たっては、景気の動向に注視し事務事業を不断に見直し計画的に事業を推進するとともに、このような状況の中、多様化する住民ニーズに対応するため住民生活を第一に考えながら限られた財源の効率的な配分と経費節減に努められ、将来にわたり、自立的、安定的で持続可能な行財政運営に努められるよう、なお一層、職員一丸となって取

り組んでいただきたい。

なお、各事務の執行におかれては先例や慣例にとらわれることなく、絶えず実施方法の見直しや改善を行い事務執行に係る適正化を担保し維持していただきたいと思います。また、令和4年3月に藍住町債権管理条例が制定され債権管理委員会が設置されたところであります。税を含めた未納額については、圧縮に努めるとともに適正な債権管理を行い、住民が不公平感を抱くことがないよう積極的な取組をお願いしたいところでございます。

次に、令和5年度藍住町特別会計国民健康保険事業、介護保険事業、介護サービス事業、後期高齢者医療事業の4つの特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の歳入歳出決算の審査結果について御報告を申し上げます。審査は7月18日に実施いたしました。それぞれの決算書について、出納証書類を照合の上、さらにその内容について検討を加え審査をいたしました結果、会計処理は町条例等の諸規程に基づき適正に処理され、また、決算書は収入支出の状況、事業活動の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容も適正なものと認定をいたしましたところでございます。独立した事業会計として設けられた特別会計ではありますが、各事業について住民が安心して暮らすことができるよう将来を見据えた視点に立ち、今後とも効果的、効率的な事務執行に努められ健全な運営に当たっていただきたいと思ひます。

なお、国民健康保険事業会計の決算額は、歳入総額は前年度比1.60パーセント減の34億2,005万1,424円。歳出総額は前年度比0.55パーセント増の33億1,094万8,536円。実質収支額は前年度比40.38パーセント減の1億910万2,888円となっております。また、年度平均被保険者数は、6,141人と前年度に比べ455人減少している一方で、保険給付費は、前年度に比べ629万3,000円増加しております。将来にわたり適切な運営が継続的に提供できるよう今後の情勢を注視しつつ十分な分析を行うとともに、堅実かつ柔軟な財政運営をお願いしたいと思ひます。

水道事業について、有水率は前年度より3.2ポイント減の84.4パーセントとなっております。藍住町は急速に人口が増加し開発が進んだ沿革があり今後、水道管路の老朽化も急激に進む可能性があることに留意し投資計画とシミュレーションを行っていただきたい。

下水道事業については、将来を見据えた視点に立ち、合理的な運営ができるよう

な方策を検討していただきたいと思います。以上、監査結果の報告といたします。

○議長（米本義博君） ただいま議題となっています議第４８号から議第５９号までは、先ほど提案理由の説明がありました。上程されております１２議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君） お諮りします。ただいま、議題となっております１２議案については、会議規則第３９条第１項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託して、十分審査をしていただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第４８号から議第５９号までの各議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（米本義博君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議案調査、委員会審査のため９月４日から９月１１日までの８日間を休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、９月４日から９月１１日までの８日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、９月１２日午前１０時、本議場において再開しますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これで散会します。

午前１０時３７分散会

令和6年第3回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和6年9月12日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	9 番議員	森 伸二
2 番議員	新居 純一	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	元木 春香	11 番議員	林 茂
4 番議員	紙永 芳夫	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	竹内 君彦	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	永浜 浩幸	14 番議員	森 志郎
7 番議員	前田 晃良	15 番議員	鳥海 典昭
8 番議員	宮本 影子	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長	島川 紀子	局長補佐	細川 佳代
--------	-------	------	-------

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
教育長	堤 広幸
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司

上下水道課長

増原 浩幸

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

2 番議員 新居 純一

10 番議員 小川 幸英

11 番議員 林 茂

3 番議員 元木 春香

1 番議員 栗島 和義

令和6年藍住町議会第3回定例会会議録

9月12日

午前10時開議

○議長（米本義博君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは5名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可します。

また、あらかじめお願いしておきます。質問時間は1時間となっており、質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（米本義博君） それでは、まず初めに2番議員、新居純一君の一般質問を許可します。

新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。初めての一般質問でのトップ登壇、とても緊張しております。明確な答弁をよろしくお願いいたします。

まずは、ふるさと納税について質問をさせていただきます。本町へは、令和元年度から令和5年度までの5年間で1億2,352万1,000円の寄附金があり、そのうち、子ども・子育て支援事業へは1,755万1,500円あったと聞きます。ということは、5年間で約870万円、年平均すると170万円を子ども・子育て支援に使えたということになります。この貴重な寄附金を各年度ごと何に使ったのかお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。ふるさと納税の使途についての御質問でございました。まず、ふるさと納税は、生まれ育った本町を離

れて生活をされている方や本町にゆかりのある方、さらには、本町を応援していただける方が藍住町の発展のために応援しようとする気持ち、藍住町を愛する気持ちを寄附金という形で本町にお寄せいただく制度でございます。また、寄附の際には、寄附金の使い道を指定することができることとなっており、本町のまちづくりのために有効に活用させていただいているところでございます。そのうち、子ども・子育て支援に御寄附いただいたものにつきましては、各年度とも、乳児世帯無償交付用のごみ袋購入費、保育所副食費の助成金、児童館の保護者会への補助金、各幼稚園、小学校、中学校に対する運営助成補助金へ充当しており、子ども・子育て支援のため、有効に活用させていただいているところでございます。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

●2番議員（新居純一君） 再問します。

〔新居議員、演壇へ向かう〕

○議長（米本義博君） 新居純一君。再問です。

〔米本議長、質問者席を指し示す〕

〔新居議員、「申し訳ありません。」の声あり〕

〔新居議員、質問者席へ向かう〕

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） あ、ごめんなさい。子ども・子育て支援のいろいろな事業に貴重な寄附金が使われていたことに安心しました。ところで、現在、子どもの居場所、子どもの見守りの場、また、多世代交流、交流の場としての役割を担っている、こども食堂は運営の資金調達に苦慮していると聞きます。そこで、この大切な場を守るため、ふるさと納税での子ども・子育て支援への寄附金のうち10パーセントを毎年、町内のこども食堂へ助成してはと思いますが、これまでこのような使い道は検討してこなかったのか、お尋ねします。

〔聞き取れない声で発言する者多し〕

○議長（米本義博君） ただいまの質問は通告されていない内容が含まれておりますので、その使途についてどういう使い方をするかという、もともとの質問が趣旨であって。

新居純一君。

●2番議員（新居純一君） 何に使ったのかというのを伺いました。それで、再問として、いろいろなお答えを頂戴したんですけども、その中で、こういうやつも使った、使うとか、検討したことはないかというのを今、お尋ねさせてもらってます。5年間に分けて児童館の補助とか、いろいろなことを。

○議長（米本義博君） いろいろなものを使われてますよね。

●2番議員（新居純一君） 計画を練って使っていたかと思いますが、その計画の中で、こども食堂への補助金とかいうのは考えたことはあったのか、なかったかというのを今、聞いております。

○議長（米本義博君） 行政の事業以外でってということですか。

●2番議員（新居純一君） これは、ふるさと納税の使い道で、こういうのを。

○議長（米本義博君） ふるさと納税で藍住町へ納税された額ですよ。

●2番議員（新居純一君） はい。

○議長（米本義博君） で、その寄附金を。

●2番議員（新居純一君） はい。

○議長（米本義博君） 藍住町の事業ではなく。

●2番議員（新居純一君） はい。

○議長（米本義博君） 一団体への寄附ということですか。

●2番議員（新居純一君） 一団体でなくて、こども食堂に対して、そういう。

○議長（米本義博君） こども食堂というのは町がやってるもんじゃないですよ。

●2番議員（新居純一君） はい。はい。

○議長（米本義博君） はい。藍住町への寄附金を藍住町以外に使うということになりますよね。

●2番議員（新居純一君） 藍住町で行っているものを助成するのは、それは構わないかと思って今、聞いたんですけど。事業の中のそれも一つやと。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） ふるさと納税の使途の関係で、町の事業に充当の関係の話なんですけど、これまで既存の事業に対して充当してきたということでございます。現状は以上でございます。

〔新居議員、「再問します。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 再々問ですか。

〔新居議員、「再々問します。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） もしよろしければ、これから6年度とか7年度以降になるかと思えますけども、そういう寄附金の使い道にも、こども食堂への助成とかいうのも考えていただきたいと思いますけど、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君起立〕

◎町長（高橋英夫君） また、すぐにといいわけにはございませんけれども、既存事業がございますので。また、そういったことも考えてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。

次に、高齢者の元気づくり事業へは寄附金が341万500円あったと聞きます。ということは、約170万円、年平均34万円が高齢者の元気づくりに使えたということになります。この貴重な寄附金を各年度ごと何に使ったのか、お尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。ふるさと納税のうち、高齢者の元気づくりに御寄附いただいたものにつきましては、各年度とも、健康ウォーキングポイント事業、スポーツクラブ加入促進事業、藍住町シルバー人材センターへの補助金へ充当しており、高齢者の元気づくりのため、有効に活用させていただいているところでございます。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） 質問します。先月3日付け徳島新聞に、令和4年、5年度の徳島県内24市町村のふるさと納税実績の記事が掲載されていました。本町

への寄附金額は2年連続、県内24市町村中18位と下位に低迷しております。しかし、本町にはすばらしい名産品、特産品が多々あります。それを生かすことで今まで以上、寄附金額を増やすことができると考えます。そこで、私は本町の返礼品一覧にない体験型の返礼品の提案をしたいと思います。それは、藍の館での藍染め体験と奥村家住宅での食事体験、昼食です。先日、娘の友人が来徳し、どうしても藍染めをしたいとの要望があり、藍の館で藍染めを体験していただきました。担当者の親切丁寧な指導で、世界に一つしかない藍染め作品に娘と娘の友人たちは大喜びで、帰り際に、また藍染めをしに徳島に来たい、藍住に来たいと言って、徳島を後にしました。

次に、食事体験です。奥村家に残っている祝宴の献立、本膳料理を中心に、現代風にアレンジした料理や、本町教育委員会監修のもとに復元した、戦国時代に三好義興が室町将軍をもてなしたという饗応料理もあると聞きます。これを奥村家住宅内で味わっていただくことができれば、最高のおもてなしになると思います。

また、観光ルートとして、午前中に藍染め体験をしていただき、お昼に食事体験。その後、季節ごとでいろいろなバラが咲いている藍住町バラ園。戦国大名、三好氏の居館跡とされている史跡勝瑞城館跡にも足を伸ばしていただくモデルコースを提案すれば、本町の良さをアピールできるプランになると確信しています。

返礼品の内容は3つございます。1つは1万円の寄附金で、入館料と藍染め体験です。藍染めの内容はハンカチ、バンダナ、シルクトールの小さいの中から1つを選んでいただきます。4万円の寄附金では、コースが2つあります。まず、入館料と藍染め持込み体験です。持込みはワイシャツなどの綿製品で、重量300グラムまでとします。もう1つは、1万円コースに食事体験を加えたプランです。最後に7万円の寄附金では、入館料藍染め持込み体験と食事体験のフルコースです。ただし、各寄附金で一人様、1名とします。食事体験が奥村家住宅でできなければ、本町の町内の料理屋さんで体験していただきます。また、食事体験ができなければ、藍染め体験だけでも先行実施をしてはいかがでしょうか。きっと、すばらしい藍住町の思い出と世界に一つだけしかない、お土産を持って帰っていただけると思います。以上が私のふるさと納税返礼品の提案です。町の見解をお答え願います。

○議長（米本義博君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、藍の館を体験型ふるさと納税として活用してはどうかについて答弁させていただきます。令和５年度に文化庁委託事業としまして、藍のふるさと阿波魅力発信協議会が、藍商人のおもてなし料理調査事業を実施いたしました。この協議会は本町が事務局を務め、徳島市、吉野川市、阿波市、美馬市、石井町、北島町、板野町、上板町ほか民間団体によって構成された協議会です。料理は時代劇ドラマなどの考証をされています青木直己氏が監修し、町内で営業している老舗料理屋、吉野屋が実際の料理を行いました。協議会では、価格を３，０００円と５，０００円に設定した御膳料理を開発し、外国の方を対象としたモニターツアーで提供しました。そして、参加者のアンケート結果を参考に、料理の改善を進めました。

この事業で開発した料理は、一般社団法人イースト徳島観光推進機構が観光庁の補助事業による旅行商品、歩き遍路と阿波藍の特別体験で提供が可能となっております。この商品は、１日目に歩き遍路として、２日目に藍の館の学芸員による館内案内と藍染め体験、その後、奥村家住宅西座敷で料理を提供する１泊２日の旅行商品として売り出しましたが、歩き遍路の部分のみが旅行商品として活用されております。藍の館を活用した旅行商品については、価格設定がまだできていないため、現在のところ活用することはできておりません。この商品が活用できるようになって初めてふるさと納税の体験型返礼品とすることができます。今後、藍の館の指定管理者である一般社団法人しじゅうはちがんに働きかけたいと考えております。

なお、藍の館及び一般社団法人しじゅうはちがんの藍染めのハンカチ、ストール等については、ふるさと納税の返礼品となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

●２番議員（新居純一君） 再問します。現在では。

〔米本議長、起立を促す〕

〔新居議員、「あ。」の声あり〕

〔新居純一君起立〕

●２番議員（新居純一君） 現在では食事体験は難しいということでございますけれども、では、藍染めの体験だけでも先行実施してはどうかと思います。ちなみに、昨年度、藍の館には約１万５，０００人の方が来館されたと聞きます。そのうち、

1,000人でも、ふるさと納税を申し込んでいただいて藍染め体験をしていただいたら、1万円掛ける1,000人で1,000万円、半分の500万円は藍住町のふるさと納税として使える金額が増えるかと思いますので、もしよろしければ先行導入の検討もしていただきたいなと思います。回答をお願いいたします。

○議長（米本義博君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君起立〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） 再問ですけれど、藍染め体験だけでも、ふるさと納税をしてはどうかという御質問ですが、先ほども申しましたように、藍の館の施設管理につきましては、一般社団法人しじゅうはちがんに指定管理としていただいております。今後も適切に精査を重ねて連携を深めて、ふるさと納税の拡充につなげられるようにしたいと考えております。以上です。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） 質問します。ありがとうございました。

令和6年第1回定例会において、介護認定を受けている方へスポーツクラブ会員、ゆめわくわくポイントへの助成金などについて質問したところ、事業受入先との協議が必要と考えているとの答弁をいただきました。現在の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） 新居議員御質問の事業受入れ先との協議の進捗状況について、あいずみスポーツクラブ年会費助成事業及び藍住町健康ウォーキングポイント事業における、要支援、要介護認定者への助成金支給の可否に係る検討結果について答弁をいたします。両事業は、参加対象者の除外要件の一つとして要支援、要介護認定を受けている方を規定をしておりますが、先般の定例会において、あいずみスポーツクラブ教室等に参加し、フレイルから健康に戻る手助けをするためにも、介護認定を受けている方々に助成していただきたいとの御意見をいただいております。このことに対しまして、当該事業において、要支援、要介護認定を受けている方への助成が可能かどうかについて検討を行いました。

事業ごとに申し上げますと、まず、あいずみスポーツクラブ年会費助成事業につ

いてですが、助成要件の緩和を実施するとした場合、運動教室を主催する法人の運営にも影響を及ぼすことが考えられるため、検討に当たっては、当該法人と協議を行ってきております。要支援、要介護認定を受けている方を対象とできるかどうかにつきましては、対象者の参加日における心身状況の確認、運動に伴う体調変化への対応が図られる環境の有無が重要と考えております。このことを踏まえて、事業検討を行いました。当該法人は運動指導を専門としており、要支援、要介護認定を受けた方への医療介護等の知見に基づく対応と従来の教室運営と両立できる環境が備わっていない状況であります。町といたしましては、要支援、要介護認定の有無を助成要件から除外とする場合、当該対象者が安全に運動できる環境が整っていると判断できない限り、助成要件の緩和は難しいとの結論に至っております。

次に、藍住町健康ウォーキングポイント事業については、事業の性質上、参加者各個人が不特定多数の往来がある店舗内を任意の日及び時間において自由にウォーキングされることから、町及び店舗が各参加者の体調などを見守ることが困難であり、助成要件の緩和は難しいとの結論に至っております。

整理としまして、両事業に共通しておりますのが、運動を主目的とした介護予防事業であるということです。要支援、要介護認定を受けられた方に安心して事業に参加していただくためには、従来の熱中症、感染症予防等に加え、運動に伴う体調変化に対応できる環境整備が求められますが、現状、町及び事業受託法人等において、当該環境を整備することは容易でないと考えております。

このことから、要支援、要介護認定を受けられた方の運動機能の維持改善につきましては、介護サービスによる機能訓練、リハビリなどで専門職が配置された事業所等を利用することが安全で効果的であると考えております。しかしながら、本町といたしましては、御意見のとおり、重度化防止に対する取組を図ることも重要と考えており、先に申し上げた要支援、要介護認定を受けた方が参加されたとしても、見守りが行える環境が整えられることを前提に、既存の介護予防事業の中から、受入れが可能な介護予防事業の検討を並行し進めております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。できましたら、来年度から

でもできますように御検討を早急によりしくお願いいたします。

質問します。地震対策として、水道断水時に備えて、給水車の導入について質問したところ、平時にはどのように活用するのかを含め、また、インシヤルコスト、ランニングコストの両面においても、情報収集について努めたいとの答弁をいただきました。現在の進捗状況をお尋ねします。

○議長（米本義博君） 増原上下水道課長。

〔上下水道課長 増原浩幸君登壇〕

◎上下水道課長（増原浩幸君） 給水車の導入における情報収集の状況について答弁をさせていただきます。給水車を保有している近隣の水道事業者では、防災訓練時において、応急給水訓練等に活用をしているとのことでありました。

給水車の購入については、2つの課題があります。1つ目は、特殊車両ということもあり、1,000万円超えが見込まれる高額なことがあります。2つ目に、現行の運転免許制度では、普通免許で運転可能な車両、車種に制約があることです。運転手を確保する上でも、安定した運用が持続可能な車両の選定が必要となることが考えられます。

また、給水車購入の補助については、県には制度はありませんが、県として国へ給水車購入の補助金創設に向けた要望を継続していくとのことですので、本町といえども、引き続き県等に働きかけてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。引き続き、県との協調で情報収集に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

千間堀の排水対策については、千間堀の流れを阻害している側壁から生えている木などを取り除いていただきたいと思いますところ、町外分については、他の自治体などとの協議という形になるとの答弁をいただきました。現在の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、千間堀の排水対策の現在の状況につい

て答弁させていただきます。５月に北島町へ訪問し、北島町側の行政区域にある千間堀の現状について説明をいたしました。北島町としては、積極的な維持管理はできていないが、付近の耕作者からの里道等の除草要望に対応することがあるとのことでした。また、北島町のＪＲ四国側の土留め壁の状態が悪いことは初めて認識されたということなので、今後の状況に応じて連絡を取り合うこととしました。その後、ＪＲ四国へ訪問し、北島町と同様の説明をし、千間堀の流下阻害、勝瑞地区の冠水を解消に必要となる除草、伐木の実施を要望いたしました。また、ＪＲ四国の鉄道区域と千間堀の境界について、本町、北島町及びＪＲ四国がどこまでがお互いの境界なのか、判断が困難な状況を説明した結果、ＪＲ四国からの依頼により、管理図面に基つきまして管理区域の復元を可能とするため、７月下旬、本町、北島町及びＪＲ四国の３者にて、現場で一応確認いたしました。

現在は、管内、区域内、路線側の除草、伐木につきましては完了しておりますが、管理区域外の千間堀については、対岸からの作業が困難なため、手つかずの状態となっております。今後も、ＪＲ四国と協議を重ねることで改善できるよう検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●２番議員（新居純一君） ありがとうございます。これからも引き続き、北島町とＪＲ、藍住町、３者で千間堀の流れを阻害するものの撤去に努めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

二つ目としまして、千間堀下流の本町側で流下を阻害する樹木は、このままでは年々年輪を重ねて大きくなって、しまいに切れなくなってしまう恐れもあります。伐採の予定はいつごろになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、千間堀の流下を阻害している樹木をいつ伐採するかについて答弁させていただきます。新居議員御指摘のとおり、千間堀のブロック積みの隙間から雑草、雑木などが自生している状態となっておりますが、出水期における伐採等は困難と考えております。また、千間堀は干満の影響を受けやすいため、渇水期の適切な時期に伐採等を実施したいと考えております。以上、

答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

質問します。最後に、耐震性貯水槽設置についてであります。今年元旦に能登半島地震、先月には日向灘沖地震と大きな地震があり、国から初の巨大地震注意の呼びかけがありました。ますます地震への備えが必要ではないでしょうか。また、町長からも、巨大地震注意に関するメッセージもありました。その締め、これまで以上に地震などの災害対策に取り組んでまいりますという力強いお言葉もございました。そこで、これまで以上の地震などの災害対策の一つとして、水道断水時の本町の方針である拠点給水を補完するため、給水拠点から遠い指定避難所に耐震性貯水槽を設置し、飲み水を確保していただきたい。

なお、耐震性貯水槽は、平時には消火用用水としての利便があると思います。

また、設置場所としては指定避難所である藍住東小学校、藍住西小学校、藍住北小学校、藍住東中学校が適当ではないかと考えます。また、耐震性貯水槽の大きさとしましては、1人1日3リットルで6,000人が3日間賄える量として、60立方メートル規模と考えます。町の見解のお答えをお願いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。耐震性貯水槽設置についての御質問でございました。本年1月1日に発生いたしました能登半島地震では、地震動で水道施設への大きなダメージを受け、長期間の断水が続き、避難所での衛生環境の悪化など、被災者の方の復旧、復興に支障が出ている状況でございます。本町におきましては、災害時の断水対策として、飲料水、1人1日3リットルと生活用水を確保できるよう、飲料水については、ペットボトル飲料水や給水袋の備蓄、生活用水などについては、耐震性がある貯水槽の設置、水循環型手洗い器の導入などを進めてまいりました。特に飲料水の確保については、地域防災計画や応急給水マニュアルによって、具体的な対応を定めています。

その中で、応急給水の方法は原則として拠点給水方式としており、指定避難所や第1浄水場を給水拠点に設定し、給水袋によって給水を実施します。第1浄水場に

は容量 7, 6 5 0 立方メートルの耐震性貯水槽を有しており、ここに臨時の給水栓を設置し、給水、また第 1 浄水場から各指定避難所へは給水タンクを乗せたダンプカーで運搬し給水することとしております。この応急給水を確実に実施するため、必要物資の計画的な備蓄や水道施設の耐震化などを進めているところでございます。

さらには、被災地での知見や他の自治体の事例などを参考にし、町有施設の受水槽の残存水の活用や消火栓等を利用した仮設給水栓による給水、簡易的な浄水器の活用、災害協定締結団体からの支援なども調査、検討してまいりたいと考えております。また、議員御提案の飲料水確保のための各避難所等への耐震性貯水槽の設置につきましても、有効な手段であると認識しておりますので、他の手段同様に調査、検討してまいりたいと考えております。

さらに、自助の取組として、町民の皆様にも家庭で必要な飲料水や生活用水を確保していただけるよう、防災イベントなどを通じて周知、啓発を行ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、私たちの生活に欠くことができない命の水を災害時に確保できるよう、取組をしっかりと進めてまいります。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

● 2 番議員（新居純一君） 再問します。耐震性貯水槽設置につきましては、もう小川課長は御存知かと思えますけど、緊急防災減災事業債が使えると聞いております。この略して緊防債ですけど、事業期間は来年度、令和 7 年度までとなっております。今、決断し、有利なうちにこういうものを設置し災害に備えてはと考えますけど、見解をお願いできませんでしょうか。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） 議員御指摘いただいた財源、耐震性貯水槽設置についての財源で、今、議員から御紹介いただいた緊防債ですね、私も存じ上げておりますし、現行、7 年度、来年度までっていうのも承知いたしております。今後、延長されるかどうか別といたしまして、現行上、7 年度までと承知しておりますし、さらに申し上げますと、財源措置といたしまして充当率 1 0 0 パーセント。

さらに元利償還金、返済ですね、元利償還金の7割が交付税措置されるというの
も存じ上げております。さらに加えて申し上げますと、補助金で、国の補助金とい
しまして、消防防災施設整備費補助金っていうのもございますし、これも新設の対
象になろうと承知しております。また、補助率は2分の1と認識いたしております。

そこら辺を踏まえまして、議員おっしゃる耐震性貯水槽の設置に向けて、その点
を踏まえて協議を重ねてまいりたいと今後、思っております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。今後ともよろしく願いした
いと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） ここで小休いたします。再開は10時50分からです。

午前10時43分小休

午前10時51分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に、10番議員、小川幸英君の一般質問を許可します。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので、一般質問をいたしま
す。理事者は明確な答弁をお願いいたします。

最初に、防災対策について伺います。8月4日、宮崎県で震度6弱の地震があり、
気象庁は南海トラフ地震情報を発表した。これを受けて県では、市町村と連携して
県民にあらゆる手段で情報発信し、安全安心の確保に全力で取り組んでもらいたい
と指示したとのことですが、本町ではこれを受けて、どのような対策をしたか。1
点目は、災害時の避難対策等、要援護者への取組はどのようにしたか伺います。

○議長（米本義博君） 小川議員。今の質問ですが、通告書を見ると2つの質問が
あると思うんですが。

〔小川議員、「先の1つだけ。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 正確にお願いします。

〔小川議員、「先の1つだけ、ほなお願いします。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。南海トラフ地震臨時情報についての御質問でございました。まず、地震が発生いたしましたのは、8月4日ではなく、8月8日でございます。先月8月8日午後4時43分頃に、宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が発生いたしました。この地震の発生に伴って、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたことから、気象庁は南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意を発表いたしました。

南海トラフ地震臨時情報とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する地域である南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合などに、気象庁から発表される情報でございます。今回の地震のように、マグニチュード6.8以上の地震などの異常な現象を観測した後、気象庁において、5分から30分後に南海トラフ地震臨時情報調査中が発表されます。その後、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の臨時会合における調査結果を受けて、今回は、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表されました。

南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表された場合は、事前の避難は伴いませんが、日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難できる準備をするよう、国民に対して特別な呼びかけが行われることとなります。本町におきましては、臨時情報の発表を受けて、直ちに発災時の初動体制の確認、各施設の設備等の確認などを実施し、政府の特別な呼びかけが終了した8月15日まで、職員が交代して24時間体制で対応に当たりました。

また、町民の皆様に対しましては、8月8日に町ホームページや藍メール、町公式ラインなどを通じて、普段どおりの生活を継続しながらも、日頃からの地震への備えである避難経路や非常持出袋の確認、家具の固定等の再確認を行っていただけるよう、お願いをしたところでございます。

その後、町民の皆様の冷静な御対応のおかげで、町内では大きな混乱もなく、8月15日に政府による特別な呼びかけが終了し、その際には、町長メッセージとして、大規模地震の可能性がなくなったわけではないので、引き続き、日頃からの備

えをしっかりとしてほしいということを改めて町民の皆様をお願いをいたしました。今回、初めてとなる臨時情報発表を受けての経験を検証し、今後の防災対応にいかしてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 8月4日と言ったところを8月8日で訂正しておきます。

次に、災害時の避難対策等、要援護者への取組はどのようにしたか、伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。災害時の避難等における支援が必要な方への取組についてという御質問でございました。今回発表されました南海トラフ地震、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、事前の避難は伴いませんが、日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難できるできる準備をするよう、国民に対して特別な呼びかけが行われるというものでございました。

本町といたしましても、要配慮者を含む町民の皆様に対して、政府の方針にのっとり南海トラフ巨大地震を正しく恐れ冷静に対応していただくため、必要以上に町民の皆様の不安をあおることなく日頃からの備えの再確認などのお願いを町ホームページ等を通じて行ってまいりました。今後も南海トラフ地震臨時情報の仕組みや日頃からの備えの再確認など防災対策について、しっかり周知、啓発を行ってまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、発災直後における一人暮らしの高齢者や障害者への取組はどのようにしたか伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。発災直後における高齢者や障害者への取組についての御質問でございました。昨年の12月議会で小川

議員から御質問のあった在宅酸素療法を行っている方への避難対策で答弁した内容と重複いたす部分もございますが、本町では、高齢者や障害のある方など、自ら避難することが困難と思われる方の名簿である、災害時の避難行動要支援者名簿を作成しております。そして、避難行動要支援者の方が災害時に自ら避難することが難しい場合、どのような避難行動をとればよいかについて、あらかじめ御本人や御家族、支援者などと作成する一人一人の状況に合わせた避難行動計画である個別避難計画の作成を推進しているところでございます。

災害時に命を守るためには、まずは自分の命は自分で守る自助、地域の助け合いである共助の取組が肝要であると考えております。また、町といたしましても、避難行動要支援者の情報を基に安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、各種関係機関などと連携を図り必要な支援体制の整備に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、家具固定金具の支給について伺います。鳴門市では、取付けもしていると聞きます。本町も高齢者に対して全額補助をして、取付けもしてはどうか伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。家具固定金具の支給についての御質問でございました。本町では、誰でも簡単にすぐできる地震対策として有効である家具転倒防止器具などの購入や取付けを行う費用に対し、町独自の補助制度を設けて支援をさせていただいているところでございます。

補助事業の内容といたしましては、家具転倒防止器具やガラス飛散防止フィルムの購入や取付費用に対し、1万5,000円を上限に費用の半額を補助するもので、平成25年度から実施しており、令和5年度までに35件の申請がございました。本年度は、能登半島地震などの影響もあり、9月1日時点で7件の申請をいただいているところでございます。先ほど議員さんがおっしゃったように、鳴門市をはじめ他の自治体では、高齢者の方などに限って、家具転倒防止器具の無料支給を行っている事例があると聞いていますが、本町といたしましては、広く町民の皆様に地

震対策をしていただきたいと考えていますので、これまでどおり全ての町民の皆様を対象とした現行の補助制度で支援を続けてまいりたいと考えております。今後も補助制度を積極的に活用していただくため、町ホームページや広報紙などで周知はもとより、防災訓練やイベントなど様々な機会で広く町民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、井戸水の活用について。市町村によっては、避難所等で井戸を掘っているところもある。本町の取組を伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。井戸水の活用についての御質問でございました。先の3月議会の永浜議員の御質問でも御答弁いたしましたが、本町では、災害時の生活用水の確保の一環として、災害応急用井戸の登録制度を設けております。この制度は、町民の皆様が所有している一定の基準を満たした井戸を事前に町へ登録していただき、災害時に地域の生活用水として活用するものでございます。能登半島地震での教訓も踏まえ、この災害応急用井戸を有効に活用できるように体制を整えているところであり、今後はさらに、登録数を増やしてまいりたいと考えております。その上で、さらに生活用水の確保が必要である場合には、公園など地域の活動拠点に災害応急用井戸の設置も検討してまいりたいと考えております。また、電動とポンプで水をくみ上げるタイプの井戸についての停電対策といたしましては、被災地や先進地の事例などを、研究しているところであり、対策を講じてまいりたいと考えております。大規模災害時の生活用水や飲料水の確保は、町民の皆様の命を守る重要な課題であると承知しておりますので、今後も確実に水の確保ができるよう準備を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 井戸水の確保については、公園とかに、また、井戸を掘ることも考えているというような前向きな答弁いただきました。能登半島地震

では何か月も電気が使えなかった地域もたくさんあります。それに想定して、藍住町でも早急に考えていただきたいと思います。

次の質問です。台風１０号で線状降水帯が発生した上板町では、屋根が崩落し、８０代の男性が下敷きになり死亡するという悲しいことがありましたが、今回のことを受けて、一人住まいの高齢者、障害者の方に避難勧告や避難場所の連絡はしたか、また、避難した人は何人いたか伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。台風第１０号における避難等についての御質問でございました。台風による大雨などにより災害発生が懸念される際の避難情報については、令和３年５月から５段階の警戒レベルを用いて、町民の皆様にお知らせしております。この仕組みは、町民の皆様が災害発生の危険度を直感的に理解し的確に避難行動がとれるよう、分かりやすくするために全国的に統一された避難情報でございます。本町におきましても、気象情報や河川の水位など客観的な情報を用いて、それぞれの警戒レベルの避難情報を発表することとしております。この避難情報を確実に町民の皆様に届けるため、本町では、防災行政無線や町ホームページ、藍メール、町公式ライン、防災情報配信アプリなど、あらゆる手段を用いてお知らせすることとしております。議員御質問の独居の高齢者や障害を持たれている方に町から直接連絡することは、現実的に難しいものであると認識いたしております。そのために、先ほど御答弁いたしました個別避難計画の活用や町民の皆様御自身で情報を入手する手段を複数考えていただくなど、平時からの自助の取組が大変重要であり実践をしていただきたいと思いますと考えております。

本町といたしましても、町民の皆様に確実に避難情報を入手していただけるよう、日頃から周知、啓発に努めているところでありますので、御理解を賜りたいと考えております。

なお、今回の台風第１０号の接近に伴っての避難情報発令や避難所の開設については、状況などにより行ってはおりません。よって、当然のことではございますが、避難された方はいらっしゃいませんでした。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 次に、高齢者障害者対策について伺います。福祉避難所について、町施設や民間の社会福祉施設は、合わせて 7 か所あるとのことですが、今回の宮崎県の地震や台風 10 号接近を受けて、どのように対策をしたのか伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。福祉避難所の現状についての御質問でございました。福祉避難所とは、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特別に配慮が必要な要配慮者の方を対象とする避難所のことでございます。福祉避難所には要配慮者の方の円滑な利用の確保、要配慮者の方が相談や助言、その他の支援を受けることができる体制の整備、要配慮者の方が滞在するために必要なスペースの確保など、設備や物資、人材などに関して様々な機能を備えるよう、法律で規定されているところでございます。加えて、福祉避難所は、一般の避難所へ避難した後、そのまま一般の避難所での生活を続けることが困難な方を対象としているため、災害時に直接、福祉避難所へ避難することは御遠慮いただいているところでございます。このように、福祉避難所は、一般の避難所の二次的な避難所という位置付けのため、先日の南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意の発表を受けて、特別な対応などは実施しておりません。町民の皆様への対応といたしましては、先ほどの御答弁で申し上げましたとおり、日頃からの地震への備えである避難経路や非常持出袋の確認、家具の固定等の再確認をお願いしたところでございます。引き続き、福祉避難所の管理者と緊密に連携を取りながら、災害時にはスムーズな運用が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 次に、障害者 1、2 級の方に対する補助金や助成制度等の周知はどのように行っているか伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。身体障害者手帳 1、2 級を所持する方への補助金や助成制度等の周知につきましては、個別対応

を基本としております。広報や町ホームページでの周知はもちろんでございますが、様々な制度がある中で該当の手帳を所持する方のみが助成対象となる場合は、直接通知を行うことで適切な事務処理ができるものと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、家庭内で介護をするということは大変な心痛であるということも聞いております。家族介護慰労金の支給について、市町村で取り組んでいるところもあるが、本町でも支給を考えてはどうか伺います。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） 小川議員御質問の本町の家族介護慰労金支給実施状況について、お答えをいたします。他の一部の保険者において事業を実施していることは承知しておりますが、本町におきまして実施はいたしておりません。家族介護慰労金支給事業については、介護保険サービスが発展途上であった時期において、介護サービスを利用せず、重度の要介護者を在宅で日常的に介護している御家族に対して、その労をねぎらい、経済的負担の軽減を図ることを目的とした事業であると認識をしております。

現在は介護サービスが充実していることから、本人の心身の状況に応じて適切な介護サービスを利用していただく取組を推進することが重要と考えており、町の見解といたしましては、この事業は、重度認定者が1年間、介護サービスを受けないことを要件としていることから、本来必要とされる介護サービスの利用控えにつながってしまうのではないかという懸念もあることから、事業実施は予定をしております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、こども食堂についての公共機関への情報共有について伺います。8月、藍住町議会だより第118号の記載の私の一言に、町内7団体、松茂町1団体の計8団体で、子どもの居場所、未来応援あいずみベースの設立について掲載されました。今年4月に徳島県社会福祉協議会を通じて、ジェイ

テクト徳島工場さんより、本町の子どもの居場所づくりをしている団体にと寄附金をいただき、顔合わせしたことがきっかけとなり、町内でネットワークをつくろうとなりました。公共機関から民間、家庭、そして個人へと情報共有を行い、子供たちの健全な発達や成長を支援し見守っていくことを活動の目玉としています。まずは情報を見やすいように各団体の活動詳細が分かるカレンダーを作成し、小中学校や学童施設などにポスター掲示を本町に支援を申し出たところ、受け入れてもらえませんでした。そういった営利目的としては考えにくい様々な活動情報を本町として出せる基準を教えてください。

○議長（米本義博君） 河原副町長。

〔副町長 河原英治君登壇〕

◎副町長（河原英治君） 小川議員のただいまの御質問に答弁をいたします。現在、町の施設等でポスターやチラシなど掲示の許可をしております基準につきましては、営利目的の有無ということではなく、公平性の確保という点から、国や地方公共団体、地方公共団体が委託をする事業実施者が主催、共催、後援となっている行事、活動などの情報に限らせていただいております。そういったことから、先ほどお話をいただきましたカレンダーの掲示についての依頼をお断りしたということでございます。しかしながら、子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正においても、子供の貧困問題に対する対策強化、民間団体への支援などが新設をされております。また、徳島県「子どもの居場所」づくり推進ガイドラインでも示されておりますように、子供の貧困や子どもの居場所づくりの役割を担う団体や活動を周知し、理解促進と機会を提供することに関して、町の役割が大きいということも承知をしております。最近では、様々な形の子どもの居場所づくりが展開されており、子供たちの選択肢が増える情報の発信は、町としましても、必要なことだというふうに考えております。そこで、子どもの居場所に関することに関しましては、今後、民間主導の活動につきましても、情報の周知について適切に実施をできるよう検討してまいりたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 副町長が前向きな答弁にありましたが、最初に。

○議長（米本義博君） 再問ですか。

●10番議員（小川幸英君） 再問です。再問します。副町長が、前向きな答弁いただきました。それ、しかし、最初的时候には、学校も、また、児童館も掲示できないと。心情的には貼らしてもろてもええんじやろというようなこともありました。これは昨日、四国放送で、フォーカスで、こども食堂について取り上げられました。取り上げるから前向きな答弁になったのか、ちょっと副町長にお伺いしておきます。

〔笑声〕

○議長（米本義博君） 河原副町長。

〔副町長 河原英治君起立〕

◎副町長（河原英治君） 小川議員の再問にお答えをさせていただきます。一応、一定のルールということで藍住町において多くの方が活動をいろいろされている中で、その公平性の観点という点から、先ほど申し上げました一定のルールというのに基づいて、判断をしていたところでございます。

そこにつきまして、それを外すとですね、後々の收拾がつかないということで今回お断りをさせていただいたんですけれども、こども食堂に関しましては、子どもの居場所づくりにもつながることでありまして、国の方針もあります。県の方針もある中で、今回、こども食堂につきましては、県のホームページの方にも掲載をされております。それにつきましては、県の方で一定の基準を設けた団体について掲載をしているということでございますので、その点については、県の正式な後援ではございませんけれども、それに準じたものであるというふうな認識をして今回のこの答弁をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再々問します。今、副町長から答弁いただきました。しかし、教育委員会としては、教育委員会は独立的なものであると思いますが、教育委員会の見解は。お知らせください。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） 今の小川議員の御質問にお答えいたします。教育委員会としての独立性、政治的中立性ということの点からも、個人的な価値判断や政治的な

影響から中立性を確保するという事で、町と同じように、一定のルールという事で対応を今までしてまいったところでございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次の質問を行います。国の措置として、こどもの貧困の解消に向けた支援に地域格差が生じないように、各地方団体における支援の強化を図ること。子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正する法律案に対する附帯決議4条、令和6年6月18日、参議院内閣委員会とあります。国や他の自治体においても、特に情報周知については積極的な印象を受けますが、そういった中で、本町としてどのような考えなのか教えてください。

○議長（米本義博君） 河原副町長。

〔副町長 河原英治君登壇〕

◎副町長（河原英治君） 小川議員の御質問に答弁をいたします。先ほど申し上げました部分と重複する部分があるかと思いますが、子供の貧困や子供の居場所づくりの役割を担う団体や活動を周知をすることと、理解促進を図ること。また、様々な形の子どもの居場所づくりが展開をされている中、子供たちの選択肢が増える情報の発信は、町としても重要なことだと考えております。そこで、子どもの居場所に関することにつきましては、今後、適切に実施できるよう検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に質問します。民間の団体との連携においては、活動支援のための財政上の措置に即した取組、新たな団体の参入可能性、公平公正な手続き等の確保に留意すること。そういった配慮が求められる中での、本町として、今後、民間団体とどのような取組をしていくのか伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。子どもの居場所は子どもたちにとって安心安全な場所であり、すべての子どもが夢や希望をもって健やかに成長できる場所として、行政が主導で行う放課後児童クラブ、子どもの

生活と学習支援、児童館など子どもの放課後の生活を支える施策。また、民間主導で行う、誰もが参加のできる子ども食堂、子ども会、青少年活動団体、プレイパークなど、さらに地域の実情に合わせた多様なものと、県の推進ガイドラインで定義をされております。

町としましては、今後も民間、行政がそれぞれの役割を保持した上で子どもの居場所づくりを進めてまいりたいと考えますが、地域の実情に応じた推進支援については、公平で公正な立場で、行政でなければできない施策の充実を図りたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。先の新居議員の質問で、ふるさと納税のうち、子ども・子育てにこども食堂に補助金を使ってはどうかという答弁で、すぐにでもできないが、考えておきますとの町長の答弁がありました。松茂町では、年間50万円を補助し場所を提供。教育委員会がバックアップし全生徒に配布。これは、こども食堂のチラシです。必要な家庭には、役場職員が配食しているとのこと。また、北島町では、町のホームページに載せております。松茂町も学校と、板野町も学校と児童館で配布しているとのこと。積極的に町として、もう少し関わっていただき補助金もつけたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 河原副町長。

〔副町長 河原英治君起立〕

◎副町長（河原英治君） 小川議員の質問にお答えをさせていただきます。補助金につきましては、先ほど町長も申し上げたとおりすぐにできるものではございません。ただ、周知の方法につきましては、今、御紹介をいただきました近隣他町の状況とか、そういったところも踏まえまして適切に周知できるように検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再々問をいたします。私は7月に行われたこども食堂を見学させていただきました。そのとき、県の担当課の職員2人が視察に来ていました。8か月の子供と1歳5か月の子供を連れて来られていた両親に話を聞いた

ところ、こども食堂のおかげで2人で落ち着いて久しぶりに御飯をいただいた、本当に感謝していますと、笑顔で言っていました。

こんなとき、こんな話を聞いたときに、こども食堂って子どもの居場所づくりだけでなく、親の居場所づくりも担っていると強く感じました。町ができないことをこども食堂が担っていると、私は非常に思いました。先ほども言いましたが、ぜひ、補助金を出していただきたいと思います。再度聞いておきます。

○議長（米本義博君） 河原副町長。

〔副町長 河原英治君起立〕

◎副町長（河原英治君） 小川議員の再々問にお答えをいたします。小川議員のほうから、こども食堂に参加をされて、子供だけでなく、その保護者の方の交流の場にもなっているということでお話をいただきました。全くそのとおりだというふうに考えております。補助金の関係につきましては、すいません、先ほど答弁をさせていただいたとおりということで答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） これで、一般質問終わらせていただきます。

○議長（米本義博君） ここで、演壇の水の交換のために小休します。しばらくお待ちください。

午前11時39分小休

午前11時40分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に、11番議員、林茂君の一般質問を許可します。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問の通告書に従って一般質問を行います。理事者の方は明確な答弁をお願いいたします。

まず1点目です。ごみの収集業務の民間委託についてであります。6月の定例会で河原副町長は反問権を行使をして、林議員に、まるで決定しているかのように断定をした内容で質問をされた根拠、どのような情報を基に御質問をされているのか

を教えてくださいませんか。このように、反問権を使って私に投げかけてまいりました。私はこのような反問権の行使というのは、世間一般では嫌がらせだと、このようにいわれています。なぜなら、この行革の方針を作成したのは行政当局の方針であります。むしろ、丁寧な説明責任があるのではないかと申し添えておきます。そして、その質問に対して、私は即座にホームページで公開されている藍住町行政改革基本計画2020年の提出をすること。で、紙の文書で配布することを求めました。資料の一部分もタブレットに配布をされました。で、私は役場が推し進めている民間委託の状況を発言をしました。今日は、その続きを発言させていただきます。

まず、ごみ収集業務の民間委託の根拠について、役場がどのような、藍住町の行政改革の基本計画2020年、令和2年3月。そして、令和6年3月に改定をします。この発表の文書でございます。しかも、ごみ収集業務の民間委託まで、どのような方法で行っていくか、工程表も発表されました。それは令和5年度から令和8年度まで、このような工程表でございます。今、静かにこの計画が進められているわけです。私は、効率的な行政運営、そして民間活力の導入について、いくつか町が進めてきた中身を紹介をしながら、そして、私自身の考え方について、討論をさせていただきます。

資料が配布をされていると思います。これ、私はホームページからコピーをいたしました。このような方向を出しています。そこで、今後の行政改革の基本的な方針を示すため、藍住町行財政改革基本計画2020を策定をし、全職員一丸となって、さらなる行革、行財政改革に取り組みます。全職員がですね、行革に取り組むと、こういう考え方を、決意を出してます。それでは、今までどのような行政改革が行われてきたのか、つぶさに書かれています。まず、計画と期間と主な取組です。集中改革プラン、平成17年度から平成21年度、職員数の削減、児童館、老人福祉センターの指定管理、し尿処理の収集業務の民間委託、特別養護老人ホームの給食業務の民間委託、水道検針業務の民間委託、中学校の給食業務の民間委託。このような形で藍住町が集中改革プラン、そして、藍住町の行政改革の基本計画の前期、そして後期と、このように3段階に計画をつぶさに行ってきたことを、ここで、いわゆるホームページで紹介をされています。そこで、私は少しいくつか疑問がありました。これも資料請求をしていますので御覧ください。まず問題点は職員数の削

減でございます。この主な取組で、集中改革プランでは、職員数の削減32人、そして行革の前期では34人、そして行革の後期では22人、正規の職員を削減をしたと、こういうことであります。削減をしたことだけが強調されて、そして、正規職員に代わる、いわゆる非正規労働者が増えたということは、ここには残念ながら一言もいわれていません。これも資料請求をしていますので御覧ください。まず、どのように変化があったかといいますと、2016年の12月1日、これも議会で私が質問をした時の資料請求でございます。この時に、正規の職員、そして、会計年度の任用職員合わせて341人、このような在職の状況でございました。その時の内容を見てみますと、正規が230、そして、非正規が111。非正規の割合が32.5パーセントでした。3割が非正規でした。これが今回請求をした資料によりますと、正規職員が206人、そして、会計年度の任用職員、臨時職員175人ということで、381人です。ですからこの間、正規は24人減少して、非正規は64人増加をしているわけです。そして、その割合は、何と非正規が45.9パーセント。約5割にどんどんと近づいてきているというのが実際の状況だということです。ですから、職員の削減だけを大きく取り上げるのではなく、そして、それと合わせた今の役場の実態をやはり正確に伝えることが必要でないかと思います。この点で、私は、やはり、この行革の方針の中で残念なことにそういう点に触れられていないと。それから、行革をやってくる中でどういう手法がとられたか。これはまた後ほど詳しく述べますが、一つは、まず職員が定年退職をするのを待って、いくつかこの事業を行ってきました。非常に私は衝撃を受けたのが、学校給食の調理員の業務です。これは、その職員たちが退職をするのを待って業務委託を行ってきたと。これはもう明らかに、やはり今の職場、そして臨時職員を増やししながら、このような方向で行革を進めてきたということでございます。そして、このことにつきまして、町の行革の方針を、ぜひ皆さん方、御覧になってください。それからもう一つ、民間委託の推進で取組方針を具体化してます。このような記述がございます。現在、退職者不補充としている技能労務員については、令和2年度から8年度末までに10人が定年退職を迎えることから、業務体制の見直しが必要となっています。そこで、職員の約8割を労務職員が占めている西クリーンステーションにおけるごみ収集業務の民間委託について検討を進めています。こういうことをあからさまに行革の方針で述べています。これはどういうことかといいますと、退職者が出ても、新

規の職員を採用しないと。ですから、普通、我々一般の言葉でいうと先細りで、それを待っていると、こういうことではないかということです。そこで、具体的な質問に入ります。西クリの就労状況を教えてください。これは質問通告書の中にも出していますので、ひとつ答弁お願いします。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 西クリーンステーションの令和6年8月1日現在の就労状況についてお答えいたします。まず、職員数は全体で31名でございます。内訳といたしまして、正規職員が11名で全体の35.5パーセント、会計年度任用職員が20名で、全体の64.5パーセントでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） よく実態が分かりました。それでは、その次の質問をさせていただきます。それでは、西クリの定年退職予定者、令和2年から令和5年度末までに退職したのは何人ですか。答弁をお願いします。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 西クリーンステーションの令和2年度から令和5年度末までの退職者数についてお答えいたします。この4年間に退職したのは、3名でございます。内訳は、令和2年度末2名、令和3年度末1名、令和4年度末と令和5年度末は0名でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問いたします。今、答弁をしていただきました。それによりますと、3人が、令和2年から令和5年度末までに退職をされたと。そういうことで、そうしますと、3人が退職したということは、西クリのいわゆるそこで働いてる労働者は減ったわけですから、補充はされなかったんですか。現在このままの体制で仕事が続けられているんですか。お尋ねします。

〔聞き取れない声あり〕

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君起立〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 退職者の補充でありますけれども、退職者、再任用制度を活用いたしまして、退職後も引き続き勤務を希望されている方もおりますし、会計年度で引き続き勤務していただいている方もおります。以上でございます。

〔林議員、「意味不明なんです。意味不明やけど。」の声あり〕

〔聞き取れない声あり〕

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君起立〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 失礼いたしました。少し修正いたします。先ほど定年退職いたしました、会計年度任用職員として、引き続き勤務していただいております。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 答弁していただきました。この間3人が定年退職をしたけど、引き続いて西クリで働いてほしいと。

○議長（米本義博君） 林茂君。これ再々問でよろしいでしょうか。

●11番議員（林茂君） はい、そうです。

ということで、再雇用をされたということですね。ですから、人数っていうのは一定なかったら、西クリのいわゆるごみの収集業務は継続してできないと。一定やっぱり専門職ですからね。ごみの収集っていうんは。そういうことで、いいわけですね。はい、分かりました。はい。はい。次の質問。

○議長（米本義博君） 今、再々問ではなかったですか。

●11番議員（林茂君） いや、次の質問です、今度は。

○議長（米本義博君） いや、先ほどの再々問じゃなかったですか。

●11番議員（林茂君） ええ、再々問でした。

○議長（米本義博君） 質問がありません。

●11番議員（林茂君） 分からなかったですか。ほな、もう一度言いましょうか。

○議長（米本義博君） はい。

〔「議長。再問なら再問さすならさすように、ちゃんと聞きな、言わしな。」の声あり。〕

○議長（米本義博君） 聞いてます。

〔「ほなけん、聞かな分からへんようになるんじゃわ。」の声あり。〕

○議長（米本義博君） 聞きました。で、再々問ですと答えられて、質問がなかったの、質問をお願いしますということです。

〔林議員、「ちょっと分かんですけどね。はい。いいです。はい。

まあいいです。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 昼食のために一旦休憩します。再開は、午後 1 時から。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時再開

○議長（米本義博君） 一般質問を再開します。

林茂君。

〔林茂君起立〕

● 11 番議員（林茂君） 再々問。先ほどの答弁で、西クリの定年退職者で令和 2 年から令和 5 年度までに退職したのは何人かということでお尋ねしますと 3 人ということでございました。その後、この体制で維持をして仕事をしているのか、それとも、新たに採用したのかどうか。その点お尋ねします。

議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君起立〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。西クリーンステーション 3 名退職いたしまして、3 名退職したうち 2 名が引き続き、会計年度任用職員として勤務いたしております。で、残り 1 名に対しても、新たに会計年度任用職員を雇用いたしております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 11 番議員（林茂君） 西クリの状況、よく分かりました。大変な仕事ですね。それで私は、次の質問では、お尋ねしたいのは、西クリ労働者の労働実態。どのような働き方をしているのか、そして町民の皆さんがごみ出しをどのようにして行っているのか。これ、この点で町の行政として理解を深めてほしいということで、こ

の質問をいたします。事前に町の三役がごみを収集車に乗ってっていうふうなことでしました。少し具体的に言います。ごみの収集車に、町長、副町長、教育長が同乗して、現場を一度見てほしいと、このように思います。その理由についてです。猛暑の中、西クリの職員の皆さんは、特に戸別収集をしているみどりが丘団地、かなり広大な団地です。ここでは、収集時に車より先に走って、そして、それぞれ玄関先に出されているごみ袋を脇に抱えて、そして収集車が来る場所まで運んでいると、こういう状況を度々目にいたしました。これはもう、猛暑だけでなく、真冬もそうです。雨が土砂降りの中も、そのような仕事の実態です。本当にこの状況を見ていて、頭が下がります。そこで、もう一つ、このような状況を三役の皆さんがどのような、その仕事の働きぶりを知ってるのかどうか。やはり実践をしてもらいたいと。教育長も一緒に乗ってほしいと言いました。これは、やっぱり学校の教育現場で、ごみのやはり減量化とか等、学校教育もそのことでは必要でないかと。町民の皆さん一生懸命、ごみの減量化に頑張っていますから、教育的な、その点で、これが1点です。そして、ごみの集積所は町民の皆さんが管理しとんです。集積所。ごみの出しっ放しでなくて、その後、掃除をしたり、そして、周りに草が生えたらその草を抜いたりして。そういうことで、今のごみをどのようにして減量化して、町の町政に役立っていくかということで、町民の皆さんも苦勞しています。この点もひとつ、ぜひ同乗して見ていただきたいということです。答弁求めます。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君登壇〕

◎副町長（齊藤秀樹君） 御質問にお答えいたします。高橋町長、そして私は、町職員時代、実際に塵芥車に乗り、ごみ収集作業を経験しております。さらには、町が分別収集を開始する前には、猛暑の中、連日、気の遠くなるような山積みされたごみを1つ1つ手作業で分別する体験もしております。そして、所属部署外ではありましたが、本町最初のごみカレンダーの検討、企画製作まで携わらせていただきました。以降も様々な行政経験を積み重ねた上で、現在の職務に当たっているところではあります。したがって、塵芥車に同乗等についてはその必要はないものと考えておりますので、乗車等はいたしません。以上でございます。

〔林議員、「教育長の答弁を。教育長の答弁を求めます。」の声あり〕

〔聞き取れない声あり〕

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） ただいまの御質問に対してお答えいたします。ごみ出しについては、幼少期からの教育が非常に重要であるということは認識しておりますけれども、学校には様々な課題たくさんございまして、そういった課題の解決のうちの一つというふうには認識しておりますが、このごみ収集業務に私が同乗できるかどうかということについては、今後、検討させていただけたらというふうに思います。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） 町長も副町長も体験をされとるということで、西クリのそういう労働者の働き方の労働実態もよく御存じと、このように改めて認識をいたしました。

そこで、次の質問です。徳島県の後藤田知事、最低賃金の引上げで、非常に積極的な展開を行いました。全国でも本当に、まれに見る最低賃金の引上げです。980円になりました。で、西クリの臨時職員の賃金は引き上げるのかどうかをお尋ねをします。その根拠として資料請求をしましたのでその資料を御覧ください。資料請求の中には、2つ資料請求をしています。1つは、役場の正規職員の給与、年収、そして内訳として、初任給大卒294万円、平均年収546万円と。こういう、資料を請求した結果、このような回答を得ました。それと臨時職員、会計年度任用職員に名前が変わりました。ここは事務補助、それから保育士、ごみの収集作業員、3つに分けています。初任給、令和6年度、それから前歴5年以上、そして平均、令和5年度の実績ということ。私は、この表を見ましていくつか思いました。前歴5年以上、臨時職員で。ですから、一定経験されてる方ですね、このことでは。そうしますと、ごみの収集作業員、5年以上勤めている方、年収301万円です。年収301万円です。そして、役場の正規の職員、平均年収546万円。こういう状況です。そうしますと、この前歴5年以上、年収301万円。で、町の職員の平均年収546万円。その差は245万円の差があります。55パーセントです。ごみの収集作業員の年収。ですから、今回、やはり同一労働、同一賃金、このような方向、そして、大幅に賃金を引き上げていくと。このように私は思っています。この

点でどのように賃上げをするのか。回答を求めます。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。御承知のとおり、徳島地方最低賃金審議会は先月、２０２４年度の徳島県の最低賃金を時給８９６円から８４円引き上げ、９８０円とするよう徳島労働局に答申いたしました。その点を踏まえて、西クリーンステーションでゴミ収集業務に当たる会計年度任用職員の給与は引き上げるのかという御質問と理解した上でお答えいたしますが、引き上げる予定はございません。なお、申し上げますと、西クリーンステーションのみならず、会計年度任用職員の報酬については、藍住町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び藍住町会計年度任用職員の給与に関する規則において、その職種に応じて定められているところでございます。西クリーンステーションでゴミ収集業務に当たる技能員の令和６年度における初任給は月額で２０万１，２９０円であり時間単価に換算いたしますと１，３３１円となります。以上、答弁いたします。

〔林議員、「再問。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●１１番議員（林茂君） 今の答弁を聞きますと、引き上げる気はないと、こういうふうに答弁されました。時間給では１，３３１円出してるのでと、こういう答弁です。ですけど、今の労働環境、労働状況から見て非常に私は重要な職務を西クリの労働者の皆さんは行っていると、こういうことでやはり再考を求めたいと、そういうふうに思います。それでは続けて質問します。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君） ごみの収集の一番最後の質問になります。で、ゴミ収集の民間委託は、町民の声を聞くべきだと、このように思います。この点について、見解をまず伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。民間委託に当たって町民の声を聞くべきではという御質問でございました。西クリーンステーションに

おけるごみ収集業務の民間委託につきましては、藍住町行財政改革基本計画2020に基づき、現在、検討している段階でございます。これまでごみ収集の民間委託に限らず、町政運営を行うに当たっては、町民の皆様の御理解、御協力を得ながら、事務事業の民間委託など行財政改革の取組を進めてまいりました。今後、検討の結果、実施することが固まりましたら、議会へ説明の上、パブリックコメントを実施することといたしております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁いただきました。町民の皆さんの協力とか、そして理解を得ると、こういう答弁でした。非常に大切な態度でないかというふうに評価をしますが、やはり、もう少し町民の皆さんのそういう思いとか事前に聞く、そういう場所、機会をぜひ取ってほしいということを申し添えます。それでは、続けていきます。

南海巨大地震に備えた対策についてです。南海トラフ地震の臨時情報に関する町長メッセージの中で、大規模地震の可能性がなくなったわけではありませんと。で、町として対策が重要だと、このようにメッセージの中で述べられました。能登半島地震の教訓を学び生かすこと。能登半島地震の発災後、輪島市の避難所6割は食料の備蓄がゼロ。避難者の収容規模が小さい、難民キャンプのような状態だった。最低限3日分の食料を備蓄が必要。水道の普及には3か月必要だ。食料と水、トイレが不足。被災後、住宅再建は難しい。事業再開もできない。勤務先の再建が未定。仕事も暮らしも困難な状況が今なお続いているわけです。徳島県は南海トラフ地震とともに中央構造線による直下型地震も想定しなければなりません。南海地震の被害想定では3万人を超える死者が出る。これらの被害から町民の命と暮らしを守る役割が行政に求められています。ひとつ、町は町民1人当たり何食分の備蓄をしていますか伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。備蓄に関する御質問でございました。本町の災害時の備蓄体制につきましては、県が策定した南海トラフ地震等に対応した備蓄方針に基づき、計画的に整えているところでございます。

この方針では、災害発生後 1 日目は町民の皆様が持参したもの、2 日目は町が備蓄したもの、3 日目は県が備蓄したもの。4 日目以降は広域支援によるものを活用することとしており、それぞれが準備していく方針となっております。加えて、備蓄計画の基礎となる、本町における大規模災害発生時の最大避難者数は 9, 400 人と想定されていることから、本町では 9, 400 人の 1 日分を目標として、各備蓄品目について備蓄数を定め、年次的に整備を進めているところでございます。そこで御質問の食料ですが、年齢などによって品目を区別し、一般者向けにアルファ化米、幼児や高齢者向けにおかゆ、乳児向けにミルクの 3 種類に分けて備蓄しております。アルファ化米とおかゆは 1 人 1 日 2 食。ミルクは 1 人 1 日 5 回として備蓄数を算定しています。具体的な備蓄目標は、アルファ化米は 1 万 5, 408 食、おかゆは 3, 221 食、ミルクは 1 93 食となっており、現在の備蓄数は、アルファ化米は 9, 900 食、おかゆは 1, 850 食、ミルクは 238 食となっています。目標数に到達していない理由は、食品それぞれの保存年限に応じて年次的に備蓄を進めているためでございます。なお、アルファ化米やおかゆにつきましては、別途、無洗米を 1, 600 キロ備蓄していますので、無洗米を合わせると、一般者向けと幼児、高齢者向けの備蓄は目標に達しております。引き続き、目標に向けて適正に備蓄を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 11 番議員（林茂君） それでは続けて、次の質問を行います。地域の人口に見合った避難所と収容人数など点検されていますか。このことで、資料請求をいたしました。資料請求された結果、皆さん方のお手元、タブレットに掲載されていると思います。藍住町の指定の避難所一覧。中学校、藍住中学校、藍住東中学。それから東小学校、西小学校、南小学校、北小学校。そして藍住町民体育館。それぞれ、今回、想定 of 収容人数を調査をして書き加えていただきました。9, 124 人です。先ほどの答弁では、大体 9, 400 人の避難、このようなことを考えているということです。1 つ付け加えていただきたいのは、文化ホールと役場の庁舎。これ、指定避難場所にすべきでないかと、こう思います。それはなぜかといいますと、阿南の、阿南市、それから那賀川町、ここは庁舎の建替えで災害避難場所の指定場所として、災害に強いというふうなことで、今、行ったわけです。そのようなことを見

ても、大切なやはり町民の皆さんの命をやはり守っていくということで、この2か所の追加、どのように考えているか、答弁願います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。避難所の収容人数に関しての御質問でございました。現在、藍住町の指定避難所は、藍住中学校、藍住東中学校、藍住東小学校、藍住西小学校、藍住南小学校、藍住北小学校、町民体育館の7か所でございます。それぞれの収容可能人数は資料請求のとおりでございます。指定避難所合計の収容可能人数は9,124人となっております。さらに指定福祉避難所7か所の収容可能人数558人を合わせますと、町全体の避難所収容可能人数は9,682人となり、想定最大避難者数の9,400人を上回っております。加えて申しますと、様々な特性を持たれている方で一般の避難所での生活が困難な方などに向けて、東中富桜つつみ公園の芝生広場をテント避難所などとして活用することといたしております。

議員の御質問の中で、藍住町の合同庁舎、それから文化ホールを指定避難所という御質問があったわけですが、文化ホールは現在、指定福祉避難所として指定しております。また、合同庁舎は災害対策本部となる所でございますので、そのような考えはございません。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、次の質問に移ります。老朽水道管の割合と老朽水道管を早期、早急に変えていただきたいと、このように要望します。

○議長（米本義博君） 増原上下水道課長。

〔上下水道課長 増原浩幸君登壇〕

◎上下水道課長（増原浩幸君） 御質問のありました老朽化した水道管の割合と老朽化した水道管の早急な布設替えについて答弁をさせていただきます。老朽化した水道管の割合に関しましては、水道事業の経営指標項目に管路経年化率という指標があります。本町の令和5年度の管路経年化率は42.85パーセントであり令和4年度に比べ4.25ポイント増え老朽化が進んでおります。この要因としましては、本町では、昭和40年代後半から昭和50年代の急速な宅地化に伴い水道の需要急

増により布設された多くの水道管が４５年以上を迎えていることにありと考へております。現在、耐震管への布設替へに取り組んでおりますが、莫大な費用と時間が必要となります。今後とも良質で安定的な水の提供を継続できるよう、給水収益を主とする限られた財源の合理的な運用を図り、適切な老朽化対策を講じてまいりたいと考へております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 11番議員（林茂君） それでは、その次の質問です。東部地域の避難所を検討すると、このような答弁をいただきました。その後の検討状況。そして、私は一貫して勝瑞城をですね、この跡地の活用をしてほしいと。で、駐車場があります。勝瑞城館跡、ここら辺は活用できるんじゃないかと。高台をここへ作ってほしいと、このように思います。答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。東部地域の避難所についての御質問でございました。まず昨年の１２月定例会において、防災備蓄倉庫や避難場所などの防災関連施設の設置について検討してまいりたいと答弁いたしました。その上でお答えいたしますと、東部地域の防災関連施設につきましては、本年度の当初予算において、用地取得費及び施設の設計費を計上させていただいております。現在、設置箇所について検討を重ねており、具体的に決まりましたら、町議会の皆様に御報告できるよう、鋭意、事務手続きを進めているところでございます。

また、議員御提案の勝瑞城館跡公園の活用につきましては、過去の答弁と重複いたしますが、現在、地震や津波の際の指定緊急避難場所としております。また、この公園は史跡活用のための国庫補助金を活用して用地を取得しており、目的外の利用はできないこととなっているため、建物などの設置ができない状況であります。そのため、引き続き指定緊急避難場所として活用してまいりたいと考へておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） それでは、次の質問です。財源問題がよく言われます。これは、1 つは防災対策の予算増額を県に求めてほしいと。それから国の交付金が2 つあります。社会資本整備総合交付金、それから防災安全対策交付金。ですから、このような交付金をぜひ使っていただいて、防災対策を強化をしてほしいという要望です。答弁は要りません。

○議長（米本義博君） 一般質問ですので、答弁を求めることをしてください。

〔林議員、「はい。ほな答弁。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。防災対策の財源についての御質問でございました。防災対策事業に限らず、本町の政策目標を達成するために実施する様々な事業は、効率的、効果的に実施するために、町独自財源のみに頼ることなく、国、県の補助金や地方債、ふるさと納税など各種の仕組みを最大限活用することとし、事業を進めております。防災対策事業については、その事業内容により、国の補助金、交付金は議員御指摘の社会資本整備総合交付金や防災安全交付金のもとより、消防防災施設整備費補助金やデジタル田園都市国家構想交付金など、県補助金は南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金など、地方債は緊急防災減災事業債などの活用が考えられます。各事業実施の際は、これらの国、県などの財政支援制度を利用し限られた町の財政を有効に活用してまいりたいと考えております。また、国、県からの防災対策に対する支援につきましても、様々な機会を捉えて拡充を要望しているところでございます。引き続き、しっかりと国、県に声を届けてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） それでは、最後の質問です。マイナカードについてです。マイナカードは任意加入で紙の保険証は残してほしいと、こういうことであります。簡単にいいますと、現在、マイナ保険証の利用率は1 1. 1 パーセント。で、単月ではなく、7 月末ですね。そして9 割の人が使っていないと、こういう状況です。それで藍住町のマイナ保険証の加入状況、これも藍住町の人口が3 万5, 4 1 3 人で、保有枚数は2 万6, 2 8 9。で、人口に対する保有の枚数率は7 4. 2 パーセント、

こういう状況であります。国保と後期高齢者の医療保険の、この関連で答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） 林議員のマイナ保険証未加入者に対する町の対応についてお答えをいたします。総務省が公表しております藍住町のマイナンバーカードの保有率につきましては、昨日、最新の８月末現在の数値が公表されており、保有率については７４．５パーセントとなっております。また、デジタル庁が公表している全国のマイナ保険証登録率、こちらについては７月末の数字になりますが、８０．０パーセントとなっております。藍住町の国民健康保険被保険者のマイナ保険証登録状況については、７月末日現在で６２．４９パーセント。後期高齢者医療保険者は６月末現在で５７．４７パーセントとなっており、全国の登録率よりも低い状況となっております。マイナ保険証の登録利用促進につきましては、ＣＭ放送や医療機関窓口での案内、各保険者からの周知等が行われております。町においても、広報やホームページの掲載、健康保険証などの郵送時に利用促進チラシを同封するなどの周知を行ってきております。本年１２月２日からは健康保険証が交付されなくなり、医療機関ではマイナ保険証による資格確認が基本となります。引き続き、マイナ保険証の登録、利用方法、マイナ保険証を利用するメリットについて広く周知を行い、マイナ保険証の登録率、また、利用率の向上を図ってまいります。なお、９月１５日発行の広報にもマイナ保険証の登録利用促進の記事が掲載されますので御覧いただければと思います。以上、答弁といたします。

○議長○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君） 今の答弁をいただきました。マイナンバーカードの健康保険証の利用については、町のホームページに７月３１日に掲載されています。廃止以降、資格確認書が交付されるということで、この点についても広報等で町民の皆さんに徹底してほしいと、こういう要望です。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） マイナ保険証の登録、利用促進については、広

報、ホームページ等で周知を図っており、林議員のおっしゃっていただいたように、7月31日にホームページにおきまして、マイナンバーカードの健康保険証利用についてという記事を掲載をいたしております。内容につきまして、簡単に説明をさせていただきますと、令和6年12月2日をもって現行の健康保険証は廃止され、12月2日以降は、新規発行、再交付もされなくなります。医療機関受診の際にはマイナンバーカードによるオンライン資格確認が基本となりますが、令和6年12月1日までに交付された健康保険証は、記載されている有効期限までは使用することができます。ただし、利用有効期限でも、最長で令和7年12月1日までとなっております。マイナ保険証を使つての医療機関受診については、医療機関窓口に設置してある読取装置にマイナ保険証を置いていただき、本人確認と暗証番号の入力もしくは顔認証を選択。過去の診療情報利用についての確認等をすれば、受付は完了となります。マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードは持っているが健康保険証の登録ができていない方につきましては、交付済みの健康保険証の有効期限が切れる前に、資格確認書を交付いたします。この資格確認書を医療機関等に提示することで、今までどおり診療を受けることができます。資格確認書の交付時期につきましては、藍住町国保の被保険者の方を例にいたしますと、現在交付されている健康保険証の有効期限は令和7年7月31日となっておりますので、令和7年7月中には資格確認書を送付することとなります。また、令和6年12月2日以降、藍住町国保の資格取得した方や健康保険証の記載内容に変更がある方については、その時点で資格確認書を交付いたします。以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 質問項目があと残りでしたが時間が来ましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（米本義博君） ここで小休します。再開は1時50分からとします。

午後1時41分小休

午後1時49分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に、3番議員、元木春香君の一般質問を許可します。

元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めます。まず初めは、徳島県不妊治療費助成事業についてです。徳島県が令和6年度に県内全ての市町村に対し、不妊治療を受けた夫婦の経済的負担を軽減するため、経費の一部に対して助成を行う補助事業を始めました。この事業は令和6年度に開始し、6月14日の時点で9市町が事業を実施しています。自治体の負担額など、1回の治療費当たりの助成額は、各市町村により5万円から20万円までと様々ですが、市町村が実施する不妊治療費に係る保険適用後の自己負担額の費用助成に対し、1回当たり5万円が上限の2分の1を補助するものです。現在、不妊治療を経験した夫婦のうち26.1パーセント、およそ4人に1人の方が不妊治療が原因で離職や雇用形態の変更、最終的には諦める選択をした御夫婦も少なくはありません。理由としては、通院回数の多さや精神面での負担の大きさ、通院と仕事の日程調整の両立の難しさなどが挙げられています。そういった意味でも安心して不妊治療を受けられる環境整備の一つとして、本町にも事業に関する通知文書が保健センターのほうへ送られていると思いますが、まずは、いつ送られたのかを初めに教えてください。

○議長（米本義博君） 宮本保健センター所長。

〔保健センター所長 宮本洋子君登壇〕

◎保健センター所長（宮本洋子君） 御質問について答弁させていただきます。御質問の通知文書とは、徳島県不妊治療費助成事業補助金交付要綱のことと認識しておりますが、内容がきちんと確定された通知文書が市町村には令和6年6月4日に送付されました。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。一応、県の担当課の担当の方によると、4月1日にも要綱を送ったということなのですが、全部で2回送られてませんか。

○議長（米本義博君） 宮本保健センター所長。

〔保健センター所長 宮本洋子君起立〕

◎保健センター所長（宮本洋子君） 御質問について答弁させていただきます。既

に御承知のとおり、要綱の施行日は令和6年4月1日となっておりますが、先ほどの御質問で答弁させていただきましたとおり、内容がきちんと確定された通知文書は、6月4日に市町村に送付されております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再々問します。その通知文書、要綱などが記載された情報は、保健センターのみで検討されるんですか。それとも、副町長や町長などにも共有はされるものですか。

○議長（米本義博君） 宮本保健センター所長。

〔保健センター所長 宮本洋子君起立〕

◎保健センター所長（宮本洋子君） 御質問について答弁させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、内容がきちんと確定された通知文書は6月4日に市町村に送付されておりますので、関係者間で共有し、協議につなげるようにしております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 県からは自各自治体に対し、前向きに検討をしてほしいと声が上がっている一方で、本町がこちらの助成事業を実施していない経緯や理由を教えてください。

○議長（米本義博君） 宮本保健センター所長。

〔保健センター所長 宮本洋子君登壇〕

◎保健センター所長（宮本洋子君） 御質問について答弁させていただきます。御承知のとおり、令和6年度より、県は、生殖補助医療の医療保険適用後の自己負担額の費用助成を実施する市町村に対して、間接補助を行っています。

令和4年4月から体外受精などの基本治療は保険適用されていますが、以後、受診者の治療費として、どの程度の自己負担がかかっているのか実態が把握できていない状況でした。そのような経緯もあり、現時点では、本町が不妊治療費は助成は行っておりませんが、県内医療機関から頂いた情報ということで、県から9月6日に保険適用後の治療費について、参考資料の提供がありました。一定の積算根拠等が県内市町村でも共有できたところです。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。令和4年4月から始まった不妊治療の保険適用も制度の利用が進み、治療件数も全国を合わせると54万3,630件と過去最高になったようです。しかし、この制度においても、治療の開始時点で43歳未満を対象にしていることなども含め、妊娠できる確率と年齢というのは、深く関連していることが分かります。今は共働きや女性のキャリアアップが求められる一方で、晩婚化が進むことにより、不妊症は女性側だけでなく約半数の48パーセントが男性が関与しているとされています。本町での現在の平均年齢は41.4歳と、ほかの自治体と比べても、まだ比較的若いことや、新築の一軒家なども多く、子育て世代の方が多いことが分かります。そういった背景を見てもあまり先延ばしできるような事業ではないと思いますが、本町としては、その点についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（米本義博君） 元木春香君。今の質問ですが、これ、通告書の3番の質問の内容とかぶっていませんか。

〔「3番。」との声あり〕

○議長（米本義博君） 再問と言いましたけど、それは3番目の質問じゃないですか。再問だったのがね。

〔元木議員より聞き取れない声あり〕

○議長（米本義博君） え。

●3番議員（元木春香君） 今の再問がよく似ているってことですか。

○議長（米本義博君） はい。

●3番議員（元木春香君） かぶってるってことですよね。内容が。

○議長（米本義博君） 同じような質問になりませんか。

●3番議員（元木春香君） なります。なりますね。

○議長（米本義博君） 一旦、小休します。

午後2時小休

午後2時4分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

● 3 番議員（元木春香君） すいません、失礼しました。先ほどの再問を訂正しまして、もう一度、再問を。今回の助成事業にあたって、本町の中山産婦人科さんに御協力をお願いし、不妊治療されている方々に 1 2 項目のアンケート調査を行いました。タブレットのアンケートを御覧ください。調査結果の中で共通している項目には、治療費は夫婦の収入や貯金などから捻出していることや、次のステップアップした段階の治療に進む際に、経済的な理由で断念をした経験があると記されています。そして、不妊治療に関して、行政機関に向けての御意見や要望も細かく丁寧に記載されていると思いますので、この場を借りて、少しいくつか伝えさせていただきます。順番が少し前後するかもしれませんが、伝えさせていただきます。年齢的に早く子供が欲しいので、少しでも早くステップアップしたいが、仕事との両立が難しく、不妊治療のために休みを取りにくい。退職も考えているが、それでは治療費が経済的に負担になるので、ためらっている。ほかの市町では助成金があると聞き、少しでも助成してもらえれば次に進みやすくなるので、考えてもらえればうれしいです。もう 1 人の方が、仕事と不妊治療の両立が難しく、精神的な不安もあり、退職を選びました。時間に余裕はできたものの、治療回数が増えるとともに、どんどん不妊治療費のほうもかかり、治療を続けたくても、今後どこまで続けられるか分からない状況です。ほかの市町村は、不妊治療の助成金を受けられる所もあり、うらやましく思っています。途中で諦めるということはしたくないので、藍住町のほうでも助成金の制度を検討をよろしくお願い。後は、最後の方です。治療を始めたときは、頻回に病院に通ったり、仕事を休んだりするとは思っていませんでした。そのため、会社に迷惑をかけるので退職しようと思っていましたが、治療するには高額な治療費がかかるので、時間の融通がきくパートにかえてもらいました。治療を始めて長い期間がたちますが、なかなか妊娠せず、保険回数もなくなり、保険適用外での治療になります。金銭的にも難しく、今後も続けるか悩んでいる時に、ほかの市町村では助成金があると聞きました。藍住町でも助成金があれば、とても助かります。そういった意見を頂きました。こういった様々な御意見がある上で、不妊治療をされて、どう向き合うべきなのか、もしくは専門的な知識や経験のある方と連携がとれるような進め方も必要になってくるとは思いますが、本町としてどういうふうに取り組んでいくのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 小休します。

午後 2 時 9 分小休

午後 2 時 12 分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

● 3 番議員（元木春香君） 何度もすみませんでした。失礼いたしました。先ほど再問した内容を 3 番の質問として続けさせていただきます。

先ほどの質問に続いて、今後こちらの事業を開始予定の市町村については、令和 6 年 4 月時点での調査で 4 市町が予定されているようです。

なお、4 月の調査以降、さらに検討する市町村も増えていると伺いました。今後、本町がこちらの事業を実施する予定はあるのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に回答いたします。不妊治療費助成事業の実施につきましては、令和 7 年度開始に向け、現在、検討を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

● 3 番議員（元木春香君） 再問します。こちら、不妊治療や不妊体験者を専門的にサポートしているファインという NPO 法人の団体が、昨年度から現在にかけて全国規模のアンケート調査をしています。タブレットの資料を御確認ください。昨年度、4 月の自治体独自の経済的助成制度の実態調査により、136 の自治体からアンケート調査、アンケート結果の中でも、当事者の負担軽減には、経済的支援や精神的ケアにある直接的支援、さらには、市民や地域などの周囲への理解促進という間接的支援がそれぞれの地域で増えていくことが必要なことや、回答得られた 27 府県のほとんどが予算の有無にかかわらず、当事者の精神的ケアを優先しているとしています。

先ほど、患者さんたちのアンケートにもあった、懸念していることや要望と照らし合わせてみても、自治体や専門的な機関との連携した支援が必要であることが分

かと思っています。そういった点も含めて、今後、行政機関として、この課題とどのように向き合っていけますか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、現在、検討を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再々問します。自治体や専門的な機関との連携した支援も含めての検討ということでしょうか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 現在、検討中ということで様々なことを考えておりますので、今のところ何とも申し上げられませんが、7年度から開始ということだけは確かでございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 続いての質問にまいります。子どもの居場所、自習スペースについてです。現在、町立図書館内で児童生徒さんのみならず、一般の方にも使用できる自習スペースとしても開放されており、皆さんから好評だと伺っています。厚生労働省が9月4日に公表した国民生活基礎調査によると、所得水準などに照らして貧困の状態にある18歳未満の割合を示す子供の相対的貧困率は、2021年に11.5パーセントとなり、3年前の14パーセントに比べて2.5ポイント改善しています。そして、子供の貧困率は、所得が中間の方の半分未満の世帯にいる子供の割合のことで、ひとり親世帯で見ると44.5パーセントにまで上り、半数近くが困窮状態ということになります。

そして現在、本町では、学習支援として活動しているボランティア団体が専門的な指導者を入れ、小学校から高校生までの子供を対象に、総合文化ホールで月に1度、自習スペースの場を設けたところ好評を得ており、日によっては自習スペースが空くのを待たれている児童もいます。そして、そこで、本町の図書館2階に設置

されている農業振興センターを自習スペースとしても併用できないものかと住民の方々より声が寄せられています。まずは、どのような方々に使用されているのか、使用頻度や令和５年度の稼働率について教えてください。

○議長（米本義博君） 長楽建設産業課長。

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、農業振興センターの令和５年度の利用者及び稼働率について答弁させていただきます。まず、利用者につきましては、農業者団体が主となっております。藍住町農業委員会定例会、藍住町農業振興地域整備促進協議会、藍住町新作物研究会などが定期的な会議のほか、土地改良区の役員会や総会、農業用水に関する説明会にも利用されております。また、農業振興センターは図書館との複合施設でもありますので、朗読会など図書館事業をより充実させるため、有効に利用されております。令和５年度の稼働率につきましては、約２２パーセントでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●３番議員（元木春香君） 再問します。今、答弁されたように、一応、農業関連に特化した設置ということも存じているのですが、例えば、条例に記載されている日付を見ても、平成元年、３５年前だと思います。当然、住民の層も変わっていると思います。子供たちの学習支援も含めて、将来、町民の利益になるような施策をしていく必要もあるかとも思います。そういった意味でも、時代や地域に合わせた条例の見直しというのは考えていただけませんか。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君起立〕

◎副町長（齊藤秀樹君） 再問にお答えをいたします。農業振興センターは、国の補助も受けておる施設でございます。当然ながら制約も受けてまいります。その範囲内で有効に活用しているという現状を御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●３番議員（元木春香君） 再々問。例えば、国のこども家庭庁の、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正について、第１０条と１１条の教育の支援に関

して、国及び地方公共団体は、教育の機会均等々が図れるように、子供の教育に関する支援に必要な施策を講ずるもの共通して記されてされています。そういった意味でも、今回の住民の方から頂いている声というのは、あまり無視できないのかなと思いますが、その点については、どういうふうにお考えですか。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君起立〕

◎副町長（齊藤秀樹君） 再々問にお答えいたします。農業振興センターの利用につきましては、度々のお答えになりますので差し控えさせていただきますが、子どもの居場所づくり等、午前中の河原副町長の答弁にもありましたように、総体的に取り組んでまいりますので、その点で御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次の質問にまいります。今回の一般質問にあたっては、私自身、教育関連に知識が不十分であったことから、直接携わる教職員や塾講師の方々にも何度か相談し、いくつかの御意見をいただきました。少し紹介させていただきます。国の調査によると、7人に1人が貧困状態にあるとされています。不安定な収入が貧困を生み、その連鎖を止めるには、教育の充実が必要と調査結果としても出ています。学びの環境をつくるには、学ぶ姿を見せることが大切で、それは公的な学校とは違う地区などのカジュアルな空間で自由度の高い居場所を設けてあげる必要があります。しかし、藍住町には、学習塾はたくさんありますが、高額な月謝を支払えない御家庭もあるというのが、先ほどの調査の結果でも分かります。そういった場合、自治体が主体となっている図書館の建物を利用するというのは、そもそも目的にあった環境が整っていることや、参考書籍など、必要なときに探せる利便性、図書館に足を運ぶ習慣がつけば、本を借りる習慣にもつながると思います。藍住町から住民の方々に公平公正な周知をしてもらうことで、学習支援者や保護者、子供たち、地域の方々との横のつながりを深め、家でもない、学校でもない、きちんとした一つのコミュニティとしての役割も果たしてくれるんだと思います。当然、予算をかけない施設の利用は、反論した意見も伴ってくると思いますが、10年、20年後と次の世代を大切にすることが重要で、今の子供たちにい

つも高い教育を受けさせることは、将来、私たち住民にとってもプラスになるのではないのでしょうか、といった御意見です。

今後、本町の民間団体等の活動の支援策として、本町で設置している自習スペースの拡充について、本町の図書館２階会議室の使用を利用者と調整しながら始めてみてはいかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 元木議員の御質問に答弁させていただきます。まず、図書館の自習スペースについてを現在までの利用状況を説明させていただきます。

４月、５月の１学期開始時は１日平均は３人の利用でしたが、６月には１日平均５人、７月になると、１日平均６人、夏休み中には、１日平均１０人の利用がありました。小学生や中学生の利用も月を追うごとに多くなり、夏休み期間中は、小学生と中学生だけで延べ１７０人の子供たちに図書館の自主スペースが利用されました。子供たちに図書館の自習スペースが認知され、定着してきていることが伺えます。さて、図書館２階の農業振興センターの使用につきましては、先ほど副町長の答弁でも申し上げたように、設置の目的や利用規定などから、現状では民間団体の活動場所としてお使いいただくことは難しいと考えております。しかしながら、先の小川議員に対する福祉課長の答弁にもございましたが、藍住町として、子どもの居場所づくりについて、施策の充実を図っていくということでございました。教育委員会としまして、福祉部門と連携をとりながら、図書館など既存の地域資源だけでなく、現在、基本計画策定中の仮称世代間交流施設も視野に入れ、また、各地の事例などを参考に、藍住町としての取り組み方を整理し、進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●３番議員（元木春香君） 再問します。隣の板野町では、道の駅いたのの施設内にある、それも農業支援センターみたいな感じにはなるんですけども、それもレンタルスペースとして、施設の利用が可能になっています。あとはこちら教員の方からも参考にしてみてもということなんですけれども、毎年４月に小学校６年生、中学校３年生を対象に全国学力学習状況調査というのをしていると思います。全国

や県、各自治体の平均が出ていると思います。本町は、全国や県に比べて平均値なのか、もしくは上回っているのか、下回っているのか、こういった状況になっているのかも含め、こちらの自習スペースの利用というのは考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。全国学力学習状況調査については、毎年、結果はもちろん届いてはおりますけれども、全国の結果については公表されておりますが、徳島県もですね。市町村については、公表については、本町の場合は、公表は今のところはしておりません。で、板野郡内におきましても、子供の質問紙、生活とかの質問紙については、一部公表しているところもございますけれども、国語でありますとか、数学、算数についての得点については、公表しているところは近隣ではないというふうに認識しております。もちろん、この結果というのは、年によっても、もちろん大きく違いますし、本町ですと、例えば中学校だと2校しかございません。中学校の平均点をもし発表するということになれば、当然、そのどちらの中学校はどれぐらいかってことも類推されてしまうような恐れもありますし、毎年、子供、その年々の子供によっても点数の変化というのがございますので、その学年のレッテルとか、その学校の評価ということを、一般の方からその点をもってされるということについては、不都合があると思いますので、今のところ、そういったところの公表はしていないということです。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再々問します。公表してないということなんですけれども、教育委員会のほうでは認識はしてると思います。上回っているのか下回っているのかっていうことは。塾の講師の方も懸念していたんですけれども、公表してない理由も今いった懸念もあると思うんですけれども、それが分からないと次の課題に進めないといった意見もありました。それについては、いかがですか。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） 今の御質問にお答えいたします。それぞれの学校、また担

任している教員においては、その結果っていうのはもちろん把握してございます。
教育委員会としては、その結果を受けて、それについて考察をして、次の指導につなげていくようにというふうな指示のほうはしておりますので、それぞれの学校でPDCAサイクルに基づいて、その年々の結果に基づいて次の子供の指導にはいかすようにしているところです。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再々問します。

○議長（米本義博君） 再々問、終わりました。

〔元木議員、「えっ、終わりました。あ、そっか。」の声あり〕

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次の質問にまいります。認可保育園の監査と町立中央保育所の今後の0歳児枠についてです。前回6月の定例会の一般質問で、保育士の労働環境に関して町はどこまで対応ができるのか質問したところ、年に1度の施設監査と月に1度の確認監査を定期的に行っているとの回答がありました。多く退職者があった保育所で、町の調査では保育士の退職理由として挙げられる人間関係や給料、仕事量に関する理由については該当がなかったと報告をいただきましたが、どのような調査の仕方だったのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 議員の御質問に回答をいたします。御質問の退職理由の調査につきましては、まず、町内各認可保育所から5年度末の退職者数とそれぞれの退職理由について聞き取りを行いました。その中で、一番退職者が多かった保育所へ改めて保育所内での問題等を確認し、その結果を回答させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。再問します。ちょっと少し分かりづらかったんですけども、保育園に確認したということは、退職者自身に直接確認したということですか。それとも、そういった大きい幅というか、そういうので確認さ

れたんですかね。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 町内の認可保育所への調査としましては、保育士本人というよりも法人に対しての調査になりますので、今回、先ほど答弁いたしました内容としては、保育所への質問ということになります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再々問します。前回の質問と少し複重する部分もあるんですけども、今回の監査や保育士の離職にあたり、保育に携わる方々の話を聞いていると、ほぼ全ての保育士が持ち帰り仕事が定着しており、負担になっている傾向が見られました。保育士から意見をいくつか頂きましたのでお伝えします。監査は確かに年に一度入るけど、書類など、業務内容の不備がないとか、主に安全点検が主になるので、監査前は、職場全体が張り詰めた雰囲気になるだけです。監査が入ったからといって、何が変わるわけでもない。例えば、クラスの担任になったら、勤務中は子供たちのお世話をするのに手に追われているので、書類などの作業は、まずできない。業務作業も基本は担任がすることになっていて、あ、すいません、事務作業ですね。事務作業も基本は担任がすることになっていて、内容としては、毎日の子供の様子を保護者に伝える連絡帳、そのほかに月案、週案、月に1度、子供の成長過程をまとめた児童票などがある。また、保育園内の掲示する製作、イベントごとにある行事の製作、例えば入園式、卒業式、クリスマス会、節分やひな祭り、七夕、運動会、ハロウィン、夏祭りなど、様々イベントごとの製作準備があり、それらを勤務中にするのが当たり前だと思うが、今は保育士もぎりぎり回していることから、必然的に持ち帰り仕事になるような仕組みになっている。自分自身も家族がいるので、本当はもっと家族との時間を大切にしたいし、自分の時間に使いたい。そういったことが積み重なると、今の若い子だと、きっと体がもたず、辞めてしまうんだと思う。正規の先生や臨時やパートの先生、園長先生、施設ごと等、みんな立場によって感覚の違いがあると思う。不安があったとしても、施設内では意見を言ったりできる雰囲気ではないし、施設外のほかのところに相談体制ができているようには思えない。そんなシステムがあることすら知らなかったし、き

ちんと活用されているかも分からない。もちろん保育園全てがそうになっているのか分からないけれども、違う施設の保育士友達も同じような感じだったといった意見です。こういった話を聞いていると、監査や施設外部者への個別相談体制も、それがどこまでの機能を果たしているかも疑問に感じました。本町には、そういった声を迎え入れて、根本的な改善につながるような体制づくりを考えていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁いたします。保育所の監査を行う理由の1つは、子どもの安全を守ること。それと、もうあと1点としましては、保育士の保育環境、保育士の確保と定着推進のための資質向上の取組を行うこととされております。このことについては、監査を行うことで正しく実施されている部分もありますので、監査が無駄であるというふうに行政としては思っておりません。それと、先ほどのお話の中にありました相談体制の件についてでありますけれども、保育所の方が自治体に相談しやすい体制整備やモデルケースを参考にした巡回支援事業というものが国の取組でございます。それらも踏まえて、今後、考えてまいりたいと思っております。答弁でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 前回6月の一般質問で、町立中央保育所の0歳児クラスの受入枠が令和5年度から、なくなっている点について質問したところ、0歳児の待機が多いことは確かで、今後は0歳児のみでなく、全体的な定員について検討すると答弁されました。今年の12月からは、町立中央保育所も含めた町内全ての認可保育園の申込みが始まりますが、来年度、令和7年度からの町立中央保育所の0歳児のクラスの受入枠はあるのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問にお答えします。町立中央保育所の令和7年度、0歳児の受入れについてでございますが、0歳から3歳児を対象に募集することとしており、募集内容につきましては、今年度と変更はございません。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。例えば、本町は民間の保育施設の開園に伴い、前回の質問と複重するんですけれども、一時預かりや障害のある児童の受入先として、民間で難しい業務を中心に担っていくといわれています。当時の204人から年に40から70人ずつ削減したものの、こういったことに対して特化していくのか、加配が必要な児童にケアする児童のケアに重点を置くのであれば、療育が必要で、それに合った専門的なスタッフも必要になってくると思います。以前、中央保育所に勤めた経験のある者によると、施設の広さだけで考えると、職員数の問題もあるから何ともいえないが、1クラス9人から12人は入れる。人数を縮小している分、今の時点だと、0歳児だけでも5クラスは取れるようです。民間でできないことを行政がそのまま加配児童を民間でできない部分を行政が受け入れていくにあたり0歳児クラスに特化し途中入所ができるようにも今後考えていただけないですか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 元木議員の御質問についてでございますが、先ほどおっしゃっていた部屋数があるので子供が預かれるっていうことについては、設備基準の中で決められた部分になると思います。0歳児につきましては、保育士が3人に1人が配置基準というもので定められておりますので、部屋があるからといって、保育士がいなければ、ちょっと預かれないっていうこともございます。今後、保育士の募集、クラス数につきましても、新年度に向けて検討しているところでございますので、これで答弁とさせていただきます。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 分かりました。これで一般質問終わります。

○議長（米本義博君） ここで小休します。再開は3時からとします。

午後2時47分小休

午後2時58分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に、1番議員、栗島和義君の一般質問を許可します。

栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 栗島和義でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。理事者の皆様におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。それでは、質問に移らせていただきます。まずは、選挙投票所での投票支援についてでございます。私たちの生活や社会を良くするためには、私たちの意見を反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めるのが選挙です。しかし、近年、本町におきましても、選挙における投票率の低下傾向が続いており、選挙離れ、政治離れを強く懸念しております。選挙権は国民の重要な参政権であり、基本的な権利の1つであります。しかし、高齢者や障害者など、様々な理由により投票したくても、投票行動ができない、また、できにくい方がおられます。そういった投票行動が困難な方への投票所におけるサポートとして、現在、本町ではどのように取り組んでいるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 山瀬住民課長。

〔住民課長 山瀬佳美君登壇〕

◎住民課長（山瀬佳美君） それでは、栗島議員の選挙投票所での投票支援についてのうち、投票行動が困難な方などへの投票所におけるサポートとして、現在どのように取り組んでいるのかについて答弁させていただきます。藍住町では、高齢の方、障害のある方のほか、全ての有権者に円滑に投票していただくため、投票の支援、投票環境の整備等について取り組んでおります。初めに、投票の支援についてですが、投票所において何らかの支援が必要な選挙人がおられた場合には、速やかに選挙人にお声掛けをさせていただき、必要な支援について御案内させていただいております。投票所内には原則、付添いの方は入れないため、歩行が困難な方、車椅子を利用されている方など、投票所内での移動が困難な方がおられた場合には、車椅子の介助等、移動の支援を行っております。また、病気等理由に自ら候補者の氏名を投票用紙に記載することが難しい場合には、投票所の職員が補助者となり、御本人の意思を確認して代筆する代理投票を行っております。代理投票では職員2名が補助者となり、1名が御本人の意思を確認して代筆を、もう1名が記載が間違っていないかの確認を行います。

なお、候補者の氏名掲示につきましては、選挙人が手元で確認し、指差し等で意思表示ができるよう、別途用意しております。

なお、令和5年度から、期日前投票所や各投票所の受付にコミュニケーションボード、耳マークを設置しております。コミュニケーションボードとは、投票時によくある質問をイラストで示したもので、口頭で意思をお伝えいただくことが難しい方が指差し等で意思を伝えることができるものとなっております。また、耳の不自由な方に対しましては、以前より筆談等で対応させていただいておりましたが、より相談しやすいよう、耳マークを設置することといたしました。次に、投票環境の整備についてですが、全ての投票所に老眼鏡、点字機、車椅子を用意するほか、必要な投票所につきましては、投票所入口にスロープ、手すり等を設置しております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 高齢者や障害者など様々な理由により投票行動が困難な方へのサポートとして、現在、既に点字投票や代理投票、さらにコミュニケーションボードの設置や、また、投票所のバリアフリー化など様々な取組をしていただいているとの御答弁でした。選挙は、私たちが政治に参加し、主権者として、その意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。そこで、投票行動が困難な方へのさらなるサポートとして、必要な支援を記入し、投票所において、その方にあったサポートを受けられる投票支援カードを作成し、導入すべきだと考えます。昨今、この投票支援カードを取り入れる自治体が増えてきており、その内容も、各自治体により様々なものが工夫し、作成されております。ある自治体の投票支援カードでは、A4判の用紙に、投票行動に際して手伝ってほしい内容にチェックを入れ、入場整理券と一緒に係員に手渡すとスムーズに投票できる仕組みとなっております。具体的には、投票用紙に代わりに書いてほしい。投票所内を案内、誘導してほしい。また、候補者名を読んでほしいなどの項目にチェックを入れる仕組みで、そのほか、手伝ってほしいことなども書き込めるようになっております。また、この投票支援カードの入手は、各投票所や自治体のホームページからもダウンロードし、印刷できる仕組みとなっております。選挙権の行使は憲法で保障された国民の基本的な権利であり、民主主義の根幹をなす事項の1つであります。

本町におきましても、投票行動が困難な方などへのさらなる支援として、この投票支援カードを作成し導入すべきではないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 山瀬住民課長。

〔住民課長 山瀬佳美君登壇〕

◎住民課長（山瀬佳美君） それでは、栗島議員の投票所においてサポートを受けやすくするため投票支援カードを作成してはどうかとの御質問にお答えします。いわゆる投票支援カードですが、これは投票所で支援が必要な方が、代理投票と投票に必要な支援内容を事前にカードに記載し投票所で掲示することで、スムーズに投票の支援が受けられるようにするためのものです。投票支援カードにつきましては、安心して投票するために有益であると考えられますので、投票所への設置、ホームページの掲載のほか、他の自治体の例を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

なお、所定のカードによらず、口頭あるいはメモ等で支援の内容をお伝えいただくことはもちろん可能でありますので、その点を含め周知していきたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） ただいま、投票支援カードの作成導入について、非常に前向きな御答弁をいただきました。選挙投票所において、障害のある方などが安心して投票できるための配慮が必要であると考えております。現在、総務省より、障害のある方に対する投票所での対応例が公表されておりますが、それによりますと、障害のある選挙人が手をつないでいないと不安になる場合には、家族や付添人が投票記載台を背に、後ろ向きになって寄り添えるよう配慮とあります。本町の各投票所におきましても、このような配慮が場合により必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 山瀬住民課長。

〔住民課長 山瀬佳美君登壇〕

◎住民課長（山瀬佳美君） 栗島議員御質問の障害のある選挙人が手をつないでいないと不安になる場合には、家族や付添人が寄り添えるような配慮が必要ではない

かについて答弁させていただきます。公職選挙法第58条では、投票所に入ったりし得るものとして、選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官と定められています。ただし、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに、投票所に入ることにについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、例外的に投票所に入ったりすることができるとされています。議員御質問の障害のある方が手をつないでいないと不安になる場合につきましては、やむを得ない事由に該当し、投票所内へ同伴が認められる場合もあると考えられます。

なお、介助する方が投票所に同伴した場合でも、投票用紙への代筆や投票内容の相談はできませんので、投票用紙に記載する際は少し距離を置いてお待ちいただくか、御家族や付添人が投票記載台を背に後ろ向きになって手をつないでいただく等の御対応をお願いすることとなります。今後も、全ての有権者の方が投票しやすいよう、投票支援のほか投票環境の向上に取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 今後も全ての有権者のために、また、心のバリアフリーという観点からも安心安全な投票環境へのさらなる取組を進めていただきたいと申し添えまして、次の質問に移らせていただきます。認知症の人に寄り添った地域社会の構築について質問いたします。地方公共団体は、認知症の人やその家族などにとって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っております。その上で、認知症の人や家族も安全に安心して暮らせる地域社会の構築への取組が非常に重要であると考えております。超高齢化社会に突入した我が国において、認知症の患者数は、団塊の世代が75歳以上となる2025年には700万人前後に達し、65歳以上の高齢者の5人に1人を占めると推計されております。今や認知症は誰もがなり得るものであり、多くの人にとって身近なものです。社会の高齢化が進む中で、認知症の当事者が尊厳を持って自分らしく暮らせる地域社会を構築するためには、一人一人が自分ごととして、身近な問題として捉えることが非常に重要になってくると考えます。そうした中で、新しい認知症観、つまり、認知症になったら何もできなくなるのではなく、できること、

やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら役割を果たし、自分らしく暮らしたいという希望があることなど、認知症の人が基本的人権を有する個人として希望を持って生きるという考え方を広く定着させるための取組が必要ではないかと考えます。そこで、啓発資料の作成配布や小中学校の児童生徒、地域の企業団体や自治会などと連携した認知症サポーター養成講座など、行政が軸となり、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組をさらに強化していくべきだと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） 栗島議員の認知症に関する理解を深める取組を強化すべきではないかとの御質問にお答えをいたします。本町では、令和元年度から認知症の症状や様態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを記載した認知症ケアパスを作成しております。認知症ケアパスは、地域包括支援センターにおける高齢者や家族、支援者の相談時にパンフレット内容を見ながら相談内容に応じた説明等に活用をし、自宅でゆっくり見ていただけるようお渡しもさせていただいております。また、9月の世界アルツハイマー月間には、図書館と地域包括支援センターが共同で認知症に関する図書の貸出しや展示を行っております。認知症ケアパスや公益社団法人認知症の人と家族の会のホームページに掲載されております全国相談窓口の一覧表などの記載内容を含む、読む・知る・認知症推薦図書のご案内という冊子などを配布しております。そのほか、認知症が疑われる方や認知症の方の御自宅を訪問し、必要な支援につながるよう、サポートを行う認知症初期集中支援チームや認知症高齢者見守り事業及び高齢者見守り安心シール交付事業のリーフレット等も作成し、地域包括支援センター窓口等で配布を行っております。次に、社会全体で認知症を支える基盤として、地域で認知症の方やその家族を手助けする認知症サポーター養成を推進することが重要であると考えております。本町では、平成21年度から認知症サポーター養成に取り組んでおり、令和5年度末までに延べ3,393名のサポーターが誕生しております。

なお、サポーター養成講座につきましては、全国キャラバンメイト協議会と自治体、職域組織、企業団体等が共催で行う研修を受講したキャラバンメイトといわれる方が講師役となり開催する講座となります。そのため、キャラバンメイトをはじ

め、関係機関とのつながりから情報の共有化を図り、今後の認知症サポーター養成の推進、認知症に対する正しい理解を深めるための取組を進めてまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●1番議員（栗島和義君） 再問いたします。御答弁をいただきました認知症サポーター養成講座であります。本町職員におきましても、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族などに対し、心の通う適切な対応を行うためにも、今後、職員研修などにおいて、認知症サポーター養成講座の受講計画も必要ではないかと考えますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） 認知症に対する理解を深めるための研修を町職員の研修に取り入れられないかという御質問だったかと思うんですが、町といたしましても、職員に対して様々な研修、内容の研修を実施しておりますが、認知症に関する正しい理解を深められるよう、職員に対しての研修については今後、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 新しい認知症観への知識の理解を深める取組について御答弁をいただきました。認知症や軽度認知障害の方、御本人や御家族などが安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要であると考えております。若年性認知症の方も含めて、認知症の人が生きがいや希望を持ち、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、社会参加の機会の確保に向けて、家族や事業主が安心して適切な行動がとれる環境の整備も必要であると考えております。特に、認知症と診断された後に希望を失うことなく、新たな目標に向かって希望を持ち、行動することができるよう、認知症の人が自らの認知症に関わる経験など当事者同士で共有する機会を確保し、本人や家族などの不安を軽減することは非常に重要であると考えます。そこで、認知症の本人や家族などが診断後、早い段階で同じ経験をした方々との情報共有や様々なアドバイスが受けられるように、インターネット交流も含

めた認知症ピアサポート環境の整備も重要だと考えますが、いかがでしょうか、御見解をお聞かせください。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） それでは、認知症の本人や家族等のサポート環境の整備が必要ではないかとの御質問にお答えいたします。地域包括支援センターなどの相談窓口において、認知症に関する相談に対応するとともに関係機関との連携を図り、初期の段階において相談から適切なサービスへと円滑につなげていくための支援を行うことは重要であると考えております。

その方法の一つとして、認知症の方と家族、地域の方が安心して過ごせる居場所づくりや介護者支援の充実を図るため、同じ経験をした方々との情報共有やアドバイスが受けられる場として、認知症の方や御家族、地域の方が参加される認知症カフェがあります。現在、本町の認知症カフェについては、民間運営の3か所を把握しておりますが、感染症等に起因する状況から、現在は休止している状態と伺っております。まずは、認知症カフェを運営している民間事業所との情報共有や連携を図り、再開に向けての取組を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 続きまして、認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及について質問いたします。記憶障害や認知障害が起こる中で、当事者や家族の不安から行動心理症状、B P S Dが発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少なくありません。そこで、認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、1人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動心理症状、B P S Dの発生を抑制することは、特に重要であると考えます。そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っているということを見る、話す、触れる、立つの4つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュードが注目されております。

介護の現場では、一生懸命にケアをしても相手から拒否されたり暴言を受けたりすることがあります。実際、口腔ケアを嫌がり、声を荒げていた90代の男性に対

して看護師がユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗せず、口を大きく開け、口腔ケアを受け入れ、笑顔を見せておりました。国内の研究結果では、認知症の人の行動や心理症状が15パーセントほど改善され、ケアする側の負担も20パーセント軽減したとの有効性が確認されております。また、ユマニチュードに先駆的に取り組んでいるフランスの一部施設では、離職したり欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告もあります。

福岡市では、2016年度、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、18年度には、市、まちぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しました。対象は、家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市職員や救急隊員など、多岐にわたります。講座を受けた市民からは、もっと早く知っていればよかった。今後は、介護する人たちに私達が伝えたいなどの声が寄せられたそうです。こうした声を受け、取組を継続的に実施しようと、本年4月より福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置しております。そこで、認知症の人の行動、心理症状、BPSDの発生を抑制し、認知症の人と家族などの尊厳ある暮らしを守るために、本町におきましても、こうしたユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお聞かせください。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） 認知症の人と家族の尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及に取り組むべきではないかとの御質問にお答えをいたします。ユマニチュードとはフランスの体育学の専門家、イブ・ジネストとロゼット・マレスコッティの2人によって開発された知覚、感情、言語による包括的コミュニケーションに基づいたケアの技法であると承知をしております。日本ユマニチュード学会ホームページによりますと、普及啓発の方法として、ユマニチュードを知る、学ぶための講演会や自己学習としての書籍等の案内が掲載されており、その技法について学ぶための講演会は、認定を受けた指導者が講師となります。ユマニチ

ュードは認知症の方や高齢者のみならず、ケアを必要とする全ての人に使える、大変、汎用性の高いものであると推測されますが、現状では認知度が低く、まずは高齢者を支援する関係者が学びを深めることができる機会を設けられるよう進めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 続きまして、認知症の人の行方不明者対策の強化について。警察庁のまとめによりますと、2023年全国の警察に届出があった認知症やその疑いがあった行方不明者が、延べ1万9,039人に上ったことが明らかになりました。実際、認知症の行方不明者数は12年の9,607人から増え続け、近年は2倍に迫る状況で推移しているとのことです。認知症の方などが行方不明になってから翌日までは生存して発見される例が多く、3日目以降では生存する可能性は急激に低くなっているとのことです。実際、行方不明になった人の中で502人の方は亡くなって見つかり、220人は発見されていないとのことです。特に一人住まいの方の場合、行方不明になったことに気づくのが遅れ、捜索開始の遅れにつながり、結果として発見が遅れることにもなります。また、行方不明者を発見した人の半数は、探していた人ではなく、偶然見つけた人とのことです。超高齢化社会において、今後ますます増加することが懸念される認知症などの行方不明者に対して、早期発見、安全確保への取組として、本町の認知症高齢者見守り事業におけるGPS端末活用に向けての負担軽減策やQRコードが記載された衣服等に貼れる高齢者見守り安心シールの普及、啓発活動をより強化し、多くの方に利用していただくことが、認知症の行方不明者一人一人の生命を守るためにも必要だと考えますが、現在の利用状況と今後どのように取組を啓発推進していくのかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） 議員より御質問のありました認知症高齢者見守り事業及び高齢者見守り安心シール交付事業の内容について説明をさせていただきます。認知症高齢者見守り事業は、認知症等により徘徊行動のある高齢者を介護している家族等に位置情報検索システム専用端末機、GPS機能の付いた機器になり

ますが、そちらをレンタルする初期費用における加入料金や付属代金の一部を助成し、また、行方不明時に介護者等の申出により捜索関係者との連携を図り、対象者の早期発見及び安全の確保に役立て、介護者の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とした事業となっております。高齢者見守りシール交付事業は、あらかじめ登録した徘徊高齢者等の情報を照会できる個別番号及びQRコードを記載した耐洗コードラベル及び蓄光シールを衣服や所持品に貼付し、行方不明となった場合には、シールを読み取った発見者との間で、インターネット接続環境において通信をし、対象者の早期発見、保護を図るとともに、介護者等の精神的負担を軽減すること目的とした事業となっております。

なお、令和5年度の認知症高齢者見守り事業の利用件数は0件、高齢者見守り安心シール交付事業については4件でした。利用件数が伸びないことから、事業の周知について、従来から実施しております町ホームページへの掲載や各事業でのチラシの配布、掲示板案内を活用し、地域包括支援センターの相談窓口へとつなげてまいります。また、対象者の早期発見及び安全の確保に役立てられるよう、警察をはじめ、新たな相談支援機関との連携を図ることを検討してまいります。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、誰もが尊厳ある人として、共に支え合い、生きる共生社会の実現を目指し、しっかりと施策を進めていただきたいと申し添え、次の質問に移らさせていただきます。

続きまして、防災対策について質問いたします。先月8日に宮城県で震度6弱の揺れを観測したマグニチュード7.1の地震で、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震が発生する可能性が普段と比べて高まっているとし、南海トラフ地震臨時情報が初めて気象庁より発表されました。本当にいつ起こるか分からない様々な災害に備えての自治体における防災対策は、住民の生活や命を守ることにつながります。そして、その中の一つとして、発災後の避難所運営のバックアップ体制や備蓄、備蓄品などの備えが非常に重要であると考えます。本年、元日に発生した能登半島地震におきましても、避難所の環境が問題となりました。避難所生活の中で、女性や高齢者から困ったことなど様々な意見があり、特に女性ならではの視点から、

避難所生活の改善点などが多く要望、寄せられたそうです。国は、2011年12月に防災基本計画を修正し、避難所での女性への配慮を盛り込みました。さらに2013年には、防災に関する男女共同参画の指針を策定し、2020年にはその改訂版となる男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインを作成しました。取組のポイントとしまして、避難所で男女別の物干し場や更衣室を設ける、避難所運営のリーダー、サブリーダーの3割以上を女性にする、自治体の防災担当職員への女性の採用登用を促進するなど挙げております。最近の国の調査では、2023年12月31日時点で、全国1,738市町村の防災危機管理部局における女性職員の比率は11.5パーセントにとどまっており、5割を超す966の自治体では、女性職員はゼロであります。また、地域防災計画を審議する都道府県の防災会議に占める女性委員の割合は平均で22.2パーセントと、2012年の4.6パーセントから大きく改善されましたが、国が目標とする30パーセントにはまだ届いていない現状が報道されております。そこで、本町にあって、現在の危機管理部局における女性職員及び防災会議に占める女性委員の割合は、現在どのようになっているのでしょうか、伺いたいします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。防災対策における女性職員等の割合についての御質問でございます。現在、本町の危機管理部局の体制は、正規職員2名に加えまして消防職員退職者の会計年度任用職員1名の、3名体制で業務を担っており、全て男性職員でございます。しかしながら、様々な施策を実施する際には、かなりの女性職員を副担当として関わってもらい、直接、女性の声を反映できるよう工夫をしているところでございます。一例を挙げますと、備蓄品の選定にあたっては、保健センターの女性職員などと協議をして、女性視点での導入に努めているところでございます。生理用品や子供用おむつのサイズや種類、女性用トイレや更衣室、授乳室などを考慮した避難所のレイアウト案の作成などでございます。今後も避難所等における性暴力、DVの防止や意思決定の場への女性の参画、女性の視点に立った被災者支援の推進など、様々な場面で女性の意見が反映できるよう取り組んでまいります。

また、防災会議における女性委員の割合についてでございますが、本町では、現

在、委員総数 16 名に対して女性委員は 3 名となっており、その割合は 18.8 パーセントでございます。政府においては、国の第 5 次男女共同参画基本計画で、2025 年までに、地方防災会議における、女性委員の比率を 30 パーセントにすることを目標に掲げており、本町もその目標を達成できるよう女性委員を積極的に登用する検討を進めておりますが、藍住町防災会議の委員の要件などについては条例で定めており、条例改正が必要になる場合もあることから、町議会議員の皆様にも御相談させていただきながら進めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●1 番議員（栗島和義君） 再問いたします。防災会議で占める女性委員の割合は現状 18.8 パーセントということで、2025 年までに目標の 30 パーセントに向けて、積極的に登用を検討し進めていただけるとの答弁でしたが、危機管理部局における女性職員の登用も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） 危機管理部局への女性職員の配置も必要ではないかという御質問でございます。現在のところ、危機管理部局へ女性職員を配置するという具体的な計画はございません。が、しかしながら、先ほど御答弁いたしましたとおり、防災対策に女性の意見を反映させることは大変重要であり、必須の取組であると考えております。職員の配置については、役場組織全体の問題でもあります。たとえ女性が配置されない場合であっても、女性の意見が反映できるような仕組みを構築し、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1 番議員（栗島和義君） 女性の視点は、災害時の備蓄用品にも影響いたします。2022 年の国の調査では、防災担当の女性職員が 1 割以上の市町村はゼロの女性職員の市町村に比べ、女性や乳幼児向け用品、また、介護用品の備蓄割合が高い傾向が見られました。また、避難所において、女性が避難所運営に関わることによっ

て、今回の能登半島地震の避難所になっている珠洲市内の小学校では、女性看護師の提案で下着や紙おむつといった支援物資を保健室に置き、女性民生委員に交代で常駐していただくといった対応をとった結果、女性避難者から人目を気にせずに用品を取りに来られたとの声があったそうです。内閣府の避難所運営ガイドラインでは、避難所運営委員会などを設置し女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立することや、避難所の運営において女性の能力や意見を生かせる場を確保することが示されております。このように、災害時の避難所運営や備蓄用品についても、女性の視点は非常に重要だと考えます。本町にあって、女性の視点を取り入れた避難所運営へのバックアップ体制や女性、子供、高齢者などが必要とする備蓄用品などに対する現状と今後の方針についてお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 栗島議員さんの御質問にお答えいたします。防災対策における女性の視点についての御質問でございました。女性の視点を取り入れた防災対策を実施することは、災害に強いまちづくりを実現するためには不可欠なものであると認識しております。人口の約半分を占める女性の意見が防災対策に反映されないようであれば、災害時に特に配慮が必要となる高齢者や障害者の方など、様々な立場の皆様の対策についても十分に実施できないと考えており、防災に関する各種施策を実施する際は、女性の視点や意見を反映するようにしているところであります。議員御質問の本町の避難所運営における具体的な取組といたしましては、避難所運営マニュアルに、トイレや更衣室、授乳室などに女性のプライバシーを確保することを明記したり、避難所運営を担当する職員を男女同数にするなどを行っております。さらには、避難所運営の中心となる自主防災組織に対して、役員に女性を登用するようお願いし、避難所の運営に女性の声が届きやすい環境を整備しています。次に、女性や子供、高齢者が必要とする備蓄品についてです。現在、本町で計画的に備蓄しているものとして、生理用品、紙おむつ、授乳用品、子供や高齢者の方用の非常食などがあります。具体的な備蓄量は生理用品 3, 4 2 8 個、紙おむつ子供用 1, 7 7 2 枚、大人用 3, 1 8 6 枚、粉ミルク 1 3 0 回分、液体ミルク 1 0 8 本、哺乳瓶 6 3 個、おかゆ 1, 8 5 0 食などです。種類やサイズなどは、女性職員や専門職員、自主防災組織の方などから御意見をいただきながら、必要な量を確

保しています。今後も被災地での教訓や町民の皆様からのニーズなどを参考にして、災害時に特に配慮が必要である様々な立場の町民の皆様、誰一人とり残すことがないようしっかりときめ細やかな対策を進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1 番議員（栗島和義君） 防災対策におきましても女性の視点は非常に重要であり、女性の意見が取り入れられる環境が日頃より整備されていなければなりません。ジェンダー平等に立った新たな視点で、災害対策のさらなる強化を推し進めていただきたいと申し添えて、私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） 以上で通告のありました5名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了します。

お諮りします。議案調査のため、9月13日から9月18日までの6日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。したがって、9月13日から9月18日までの6日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は9月19日、午前10時、本議場において再開しますので、御出席お願いいたします。

本日はこれで散会します。

午後3時48分散会

令和6年第3回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和6年9月19日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	9 番議員	森 伸二
2 番議員	新居 純一	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	元木 春香	11 番議員	林 茂
4 番議員	紙永 芳夫	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	竹内 君彦	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	永浜 浩幸	14 番議員	森 志郎
7 番議員	前田 晃良	15 番議員	鳥海 典昭
8 番議員	宮本 影子	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長	島川 紀子	局長補佐	細川 佳代
--------	-------	------	-------

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
教育長	堤 広幸
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- | | | |
|-------|--------------------------------|---|
| 第 1 | 議第 4 8 号 | 令和5年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 2 | 議第 4 9 号 | 令和5年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第 3 | 議第 5 0 号 | 令和5年度藍住町特別会計(介護保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第 1 8 | 議第 5 1 号 | 令和5年度藍住町特別会計(介護サービス事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第 1 9 | 議第 5 2 号 | 令和5年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第 2 0 | 議第 5 3 号 | 令和5年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 第 2 1 | 議第 5 4 号 | 令和5年度藍住町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 2 2 | 議第 5 5 号 | 令和6年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第 2 3 | 議第 5 6 号 | 令和6年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について |
| 第 2 4 | 議第 5 7 号 | 藍住町国民健康保険条例の一部改正について |
| 第 2 5 | 議第 5 8 号 | 藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 2 6 | 議第 5 9 号 | 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 第 2 7 | 議第 6 0 号 | 藍住町教育委員会委員任命の同意について |
| 第 2 8 | 議第 6 1 号 | 藍住町教育委員会委員任命の同意について |
| 第 2 9 | 議第 6 2 号 | 藍住町教育委員会委員任命の同意について |
| 第 3 0 | 議第 6 3 号 | 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について |
| 第 3 1 | 発議第 1 4 号 | 議員派遣の件について |
| 第 3 2 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 第 1 9 | 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の | |

継続調査申出書について

(2) 議事日程 (第3号の追加1)

第1 発議第13号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書

令和 6 年藍住町議会第 3 回定例会会議録

9 月 1 9 日

午前 1 0 時開議

○議長（米本義博君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（米本義博君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告しておきます。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」が議長あて提出されておりますので、御報告しておきます。

○議長（米本義博君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第 1、議第 4 8 号「令和 5 年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 1 2、議第 5 9 号「徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」までの 1 2 議案を一括議題とします。

本案については、所管の常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

初めに、永浜厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

永浜浩幸君。

〔厚生常任委員会委員長、永浜浩幸君登壇〕

● 6 番議員（永浜浩幸君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、厚生常任委員会付託された 9 議案に対する審査の概要を御報告いたします。本委員会は 9 月 4 日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された 9 議案について関係理事者に補足説明を求め、審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については次のとおりであります。

議第 4 8 号「令和 5 年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、児童館総務費の中から、放課後児童クラブ事業について、委託料の不用額が 1 , 1

00万円となっていることへの質問があり、当初出されてきた計画表に基づいて支払っている。実績が出されてきたときに金額が低くなったとの説明がありました。

また、工事請負費で不用額が161万円についての質問には、東中富児童館の防水工事について、国の補助金をもらうために次の年に実施することに決定したとの説明がありました。

保育所総務費の需用費について、不用額300万円について、多すぎるのではとの質問があり、できるだけ節約してもらうように話をしており、そのために出てきた不用額でないかと考えているとの説明がありました。

清掃費の需用費の不用額、3,000万円について、多いのではないかととの質問には、主にゴミ袋等であり当初の計画よりも少なかったとの説明がありました。

議第49号「令和5年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定について」の中で、国民健康保険税の医療給付費現年課税分の滞納額について、ほかの市町村と比べてどのような状況かとの質問があり、同程度と認識しているとの説明がありました。

また、医療給付費分滞納繰越分の未収が約5,200万円。現年度が2,100万円の滞納で、過年度を含めて7,300万円の滞納額があるということになると思うが、昨年の滞納の調定額とほぼ同じか少し増えたという認識でよいのかとの質問があり、そのとおりとの答弁がありました。

特定健康診査等事業費の需用費について、170万円が不用額となっていることへの質問があり、様々な経費を見込んでいたが最終この金額しか支出がなかったとの説明がありました。

議第50号「令和5年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定について」のうち、生活支援体制整備事業の不用額が45万円となっていることに係り、今年は生活支援サポーターを導入しているが、昨年と同じ300万円の予算で賄えるのかとの質問があり、支出する費目としては同じところで支出をさせていただく予定であるとの説明がありました。

また、介護保険事業についても需用費の不用額が多いのではないかととの質問があり、予算の計算については、令和7年度の当初予算のときも含め、精査して計上させていただきたいとの答弁がありました。

審査の結果、付託された9議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月4日に開催されました厚生常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和6年9月19日、厚生常任委員会委員長、永浜浩幸。

○議長（米本義博君） 次に、前田建設産業常任委員会委員長から報告を求めます。
前田晃良君。

〔建設産業常任委員会委員長、前田晃良君登壇〕

●7番議員（前田晃良君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、建設産業常任委員会に付託された3議案に対する審査の概要を御報告いたします。本委員会は9月5日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された3議案について関係理事者に補足説明を求め、審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第48号「令和5年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、住宅使用料に係り、令和5年度の滞納者の退去状況について、悪質滞納者の強制退去者数と本人の意思による退去件数はとの質問があり、12件の明渡しがあり、このうち強制退去が2件、本人の意思による退去が10件との説明がありました。

また、収入未済額が6,826万5,215円とあるが、強制退去をされた方への対応についての質問があり、昨年までの滞納額が約6,800万円あり、現在の入居者に関しては、現年度分と合わせて過年度分の滞納分を納付するように指導しているため、年間150万から300万程度は過年度分でも減少してきているが、既に退去した人は、残りをなかなか納付せずに滞納額が残っている状況である。今後は死亡者で相続人が判明しない場合や、行方不明で収納の見込みがない滞納分については、税務課などとの部署と連携して、債権管理委員会などで不能欠損ができないかということを検討してまいりたいとの説明がありました。

そのほかにも、悪質な滞納者に対してどういうふうな納付指導をしているのかとの質問があり、徴収事務の方法として、まず初めに滞納者に対して督促状及び催告書を送付し滞納分の支払いを促すとともに、電話による納付の督促も行っていると。督促に応じない場合は、滞納者に来庁してもらい、納付相談、納付指導を行っている。しかし、それでも納付しない悪質な滞納者については、委任した顧問弁護士から通知し、使用料滞納分の納付及び町営住宅明渡しを求めている。通知の内容に従わない場合は訴訟を提起し、明渡しなどの強制執行に踏み切っている。本町では、使用料を6か月以上滞納した場合に明渡しを求めていくという方針をとっているとの説明があり、その方法での効果はどれほどかとの質問に対しては、平成30年度

から明渡し請求を始めており、20名全ての退去が完了している。強制退去者は6人との説明がありました。

議第53号「令和5年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について」のうち、令和5年度藍住町水道事業貸借対照表の中から、流動資産の未収金1,682万7,574円のうち、水道料金の未収金はいくらかとの質問があり、令和6年3月31日現在の未収給水収益は、1,639万3,574円であり、内訳としては、現年度分として451万6,470円、過年度分は1,187万7,104円となっており、現年度分の調定が4億9,930万5,740円であり、徴収率は99.1パーセント、過年度分の調定は1,626万5,174円で徴収率は27.0パーセントとなっているとの説明がありました。

また、99パーセントの徴収率を維持するために、給水停止件数は令和5年度で何件あったかとの質問があり、文書発送のほうが延べで66件。うち、停止実施は12件となっているとの説明がありました。

そのほかにも、配水施設、排水設備工事の中から、工事が5件あり、全て12月以降の工事となっているが、予算は下りているためもっと早くしてほしいが、何故この時期になるのか、また、この時期より前倒しにできないのかとの質問があり、本町の場合は稲作が大体9月の中から下旬まで行われており、その間は、田に水が入っている。そのため、道路を掘る場合、どうしても水が出てしまう。そういった理由や、雨や台風が収まった頃に工事をするということもあり、この時期になってしまうとの説明がありました。

また、配水管布設工事には、国からの補助金があると聞いているが本町の補助金の活用状況についての質問があり、補助金は国庫事業であるが、どの事業においても採択されるための基準があり、本町において、本町の水道事業が採択される基準に合致するメニューは現在ない状況であり、補助金を受けられてない状況である。今後も県などに情報を求め相談をしていき、採択されるメニューがありましたら受けていきたいとの説明がありました。

また、令和5年度藍住町水道事業損益計算書の中から、当年度純利益が約3,700万円あるが、これを使って翌年度に水道の耐震化を図ってもらえないかとの質問があり、毎年4,000万円ぐらいの利益は上がっているが、その利益については、自己資金に積み立てていっており、藍住町の水道事業が万一、藍住町が大きな災害に見舞われたときに、水道料金が入ってくる見込みがない状態が長く続いたとして

も、水道事業は続けていき、安心安全な水の供給をする必要がある。そのためには、資金が必要になってくるため、全ての利益分を事業につぎ込むのは適当でないと考えているとの説明がありました。

さらに、現在でも１０億円の剰余金があると明記してあるが、仮にこの中から３，０００万円を耐震化に回れば、今年と同等もしくは令和５年度よりか少し短くはなるが、配水管の布設工事ができると思うとの質問があり、令和６年度予算においても、耐震化への布設替え工事の予算として材料費込みで１億円程度を計上しており、４，０００万円の利益とは別に毎年１億円程度計上して執行をしているとの説明がありました。

審査の結果、付託された３議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上、９月５日に開催されました建設産業常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和６年９月１９日、建設産業常任委員会委員長、前田晃良。

○議長（米本義博君） 次に、森総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。

森伸二君。

〔総務文教常任委員会委員長、森伸二君登壇〕

●９番議員（森伸二君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、総務文教常任委員会に付託された２議案に対する審査の概要を御報告いたします。本委員会は９月６日に開催し、高橋町長ほか関係職員の出席のもと、付託された２議案について関係理事者に補足説明を求め審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第４８号「令和５年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、歳出、町民税、町民税個人、町民税個人現年課税分について滞納率は、近隣市町村や他町村に比べて多いのか少ないのか。また、国民健康保険税との差について質問があり、県内の中では中の上ぐらいの位置にある。国民健康保険は、他の被用者保険と比べて被用者保険に入っていない方が入る保険、つまり、雇われていない方の率が高い保険であるので、相対的に納付能力が低くなり、結果として滞納率が高い結果となるという認識との説明がありました。

町債について、緊急防災・減災事業債として、当初予算は６，６５０万円計上され、補正予算で６，６５０万円減額となっていることへの質問があり、防災・減災

・国土強靱化緊急対策事業債を財源として改めて計上したとの説明がありました。

総務費、交通安全対策費について、150万円当初予算より増額されているが、どのようなものに使われたのかとの質問があり、ヘルメットの助成金及びそれ以外の補助となっているとの説明がありました。

消防費、危機管理対策費、災害対策費について、補正予算額マイナス585万9,000円の補正について質問があり、被災者支援システム導入のための予算であり、システム導入段階でいくつかの新システムが開発され、調査研究した上で改めてシステム導入を図りたいと考えたためとの説明がありました。

学校総務費、工事請負費が7,640万円の予算で支出が1,822万円、繰越が900万円、不用額が4,923万円となっているが何の工事を予定していたのかとの質問があり、東中学校体育館の床の改修工事を予定していたが、設計業務に取りかかったところ、当初予算に計上していた金額を大きく上回る資金が必要となった。また、工事期間が夏休みを利用する予定であったため、当該年度の実施が難しく、翌年度以降に見送ることとなっているとの説明がありました。

教育費の需要費に関し、小学校の管理費や中学校の管理費で100万円以上不用額が残っており、7つ合計で1,000万円を超えていることについて質問があり、水道や電気代などや経常的な修繕費も含まれており、近年の電気代の高騰を見越して、年度の途中で不足することのないように少し多めに予算計上をしていた。また、突発的な修繕がなければ、不用額が残っている学校もあるとの説明がありました。

主要な施策の成果に関する説明書のうち、学校教育の充実、教育内容の充実、外国語教育支援事業の中で、英語検定料補助が71件となっているが藍住中学校、藍住東中学校以外の生徒の分もこの中には含まれているのかとの質問があり、現在は町立中学校に通う生徒と限定しているため、藍住中学校と藍住東中学校の生徒のみであるとの説明がありました。

また、令和6年度の受験に係り、生徒たちの指導はしているのかとの質問があり、中学校の学校長に、書面配布するだけでなく、すぐー等でも保護者に周知したり、教員からもその旨を指導していくというふうなことを伝え、英検を受ける意欲を高めてほしいと指示しているとの説明がありました。

生涯学習・文化の振興、青少年の健全育成、赤ちゃん先生クラス実施事業について、この事業は何年ぐらい実施してきたのかとの質問があり、平成28年度からの説明がありました。また、今年、やめている理由についての質問には、やめたわ

けではなく再検討をしているとの説明がありました。

消防・防災の強化、防災・危機管理体制の強化、災害用備蓄品整備事業について、令和5年度の購入の実績があるがどこに備蓄をされているのかとの質問があり、矢上にある防災備蓄倉庫と小中学校に設置してある防災倉庫にそれぞれ適当な数を備蓄しているとの説明がありました。

また、倉庫を増やしていく考えはあるのかとの質問があり、今年度、予算計上している防災関係施設の用地費等であるが、その防災関連施設についても備蓄機能を持たせる予定にしているため、将来的には備蓄をする方向で検討しているとの説明がありました。笠木と徳命の交番の跡地を備蓄倉庫として確保していくべきでないかとの質問があり、西交番は、敷地が備蓄倉庫に向いているかということと少し無理があると思う。東交番は、アスベストが入っているため、撤去し消防の駐車場というようなことを、今検討しているとの説明がありました。

木造住宅耐震化促進事業のうち住宅耐震化推進事業費について、具体的にどのような計画かとの質問があり、木造住宅耐震改修補助金、耐震改修工事に係る補助金が現行最大100万円であるが倍増し、国、県、町を入れて合計200万円の補助制度に改めさせていただくとの説明がありました。

また、周知について質問があり、補正予算成立後は、いろんな方法で周知を図っていくつもりであるとの説明がありました。

観光・交流のまちづくりの推進、染織文化のまちづくりの推進、藍染普及事業について、藍の館の歴史への学び、藍染め体験などの訪日観光ツアーの参加者について質問があり、大体3,600人ぐらいの方が海外から来られたとの説明がありました。

議第55号「令和6年度藍住町一般会計補正予算について」のうち、危機管理対策費備品購入費に係り、備蓄倉庫をどこに設置するのかとの質問があり、桜つつみ公園東側のバーベキューエリアの備品等の倉庫の横を予定しているとの説明がありました。

また、どういう物を入れる予定かとの質問には、災害関連の備品などであるとの説明がありました。

さらに、仮設トイレの購入計画についての質問があり、計画的に簡易トイレなどを備蓄するようにしているとの説明がありました。

審査の結果、付託された2議案について、全会一致でいずれも原案のとおり可決

すべきものと決定いたしました。

以上、９月６日に開催されました総務文教常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和６年９月１９日、総務文教常任委員会委員長、森伸二。
○議長（米本義博君） ただいまの報告のとおり、各常任委員会に付託されました議案は、慎重に審査され、全議案承認との報告がなされておりますが、これより、会議規則第４３条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。御質疑のある方は御発議をお願いします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議第４８号から議第５９号までの１２議案については、各常任委員会において十分審議を尽くされたこととしますので討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。

これに御異議ございませんか。お諮りします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第４８号「令和５年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第１２、議第５９号「徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」までの１２議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君） 日程第１３、議第６０号から日程第１５、議第６２号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」の３議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので、議第６０号から議第６２号の「藍住町教育委員会委員任命の同意について」、説明を申し上げます。議第６０号につきましては、氏名、筒井あけみ。議第６１号につきましては、氏名、竹内郁夫。議第６２号につきましては、氏名、森奥典子。任命年月日については、いずれも令和６年１０月１日であります。以上、よろしく御同意賜われますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君） 議第６０号から議第６２号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」の３議案は、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人

事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり一括して議決したいと思います。これに御異議ありませんか。お諮りします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第60号から議第62号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」の3議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（米本義博君） 日程第16、議第63号「固定資産評価審査委員会委員選任の同意について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので、議第63号「固定資産評価審査委員会委員選任の同意について」説明を申し上げます。

氏名、安宅恒夫。選任年月日、令和6年10月1日であります。以上、よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君） 議第63号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。これに御異議ありませんか。お諮りします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第63号「固定資産評価審査委員会委員選任の同意について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（米本義博君） 議事の都合により小休します。

午前10時31分小休

〔小休中に追加日程を配る〕

午前10時31分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。ただいま、森伸二君ほか14人から、発議第13号「刑事訴訟法

の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第１３号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を日程に追加し、追加日程第１として、議題とすることに決定しました。

追加日程第１、発議第１３号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を議題にします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 提出者であります森伸二君から提案理由の説明を求めます。
森伸二君。

〔森伸二君登壇〕

●９番議員（森伸二君） 議長から説明を求められましたので、発議第１３号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、その人の人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはなりません、後を絶ちません。袴田事件では、静岡地裁の再審開始決定に対して検察が不服申し立てをしたことによって再審開始が確定するまで９年の歳月が浪費され救済が遅れました。こうしたことを繰り返さないためには、法的な制限を加える必要があります。再審法制における証拠開示制度の確立、検察官の上诉制限が焦眉の課題であり、誤った有罪判決を受けている無辜の者を迅速に救済するために、下記のとおり再審法の改正をおこなうよう強く求めます。１、再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示を法整備すること。２、再審開始決定に対する検察の不服申し立て(上诉)がいたずらにおこなわれることのないよう制限を加えること。以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。令和６年９月１９日。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。徳島県板野郡藍住町議会。以上、議員各位の賛同を得まして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申

し上げます。

○議長（米本義博君）　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君）　これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（米本義博君）　これから、発議第１３号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第１３号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君）　日程第１７、発議第１４号「議員派遣について」を議題とします。

本案は、お手元にお配りしましたとおり、議会運営委員会から議案として提出していただいております。

これは、藍住町議会会議規則第１２２条の規定により、議会の議決を求めるものであり、議員派遣について、別紙のとおり議員の派遣を行うものです。

なお、派遣月日や派遣場所は予定のため、変更された場合には、変更後の派遣月日、派遣場所とします。

お諮りします。発議第１４号「議員派遣の件について」は、提案理由の説明、討論、表決を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第１４号「議員派遣について」はお手元にお配りしましたとおり

派遣することに決定しました。

○議長（米本義博君） 日程第18、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

お諮りします。本件は、お手元にお配りいたしました意見のとおり、近藤章子氏については適任であるとの答申をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、お手元にお配りいたしました意見のとおり、答申することに決定しました。

○議長（米本義博君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（米本義博君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いします。
高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 9月議会閉会にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

さて、今定例会は3日に開会し本日までの17日間にわたり御審議いただき、この間、一般質問等におきまして、議員各位から防災対策をはじめ、ふるさと納税、高齢者対策、福祉、環境問題など幅広い分野において貴重な御意見、御提言を賜りましたこと厚くお礼を申し上げます。今後とも、本町の将来像を展望し、長期的な

視点に立ち、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

9月も下旬となりますと、朝夕は随分と過ごしやすくなってまいりましたが、季節の変わり目は体調を崩しやすい時期でもあります。どうか御自愛をいただきますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして閉会の御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（米本義博君） 以上で、本定例会の会議に付されました事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。これをもって、令和6年第3回藍住町議会定例会を閉会します。

午前10時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	米本 義博
会議録署名議員	前田 晃良
会議録署名議員	宮本 影子